

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成27年10月15日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

10月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
認定第1号所管分の審査-----	3
補足説明（保健福祉部長、生活環境部長、生活環境部理事）	
質疑（増永和起委員、村上英明委員、森西正委員）	
散会の宣告-----	66

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成27年10月15日(木) 午前10時 開会  
午後 5時6分 散会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 上村高義 副委員長 嶋野浩一朗 委員 森西 正  
委員 村上英明 委員 増永和起 委員 南野直司

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
生活環境部長 登阪 弘 同部理事 北野人士  
同部次長 山田雅也 同部次長兼環境業務課長 豊田拓夫  
同部参事兼産業振興課長 池上 彰  
自治振興課長 早川 茂 市民活動支援課長 谷内田 修  
環境センター長 森川 護 環境政策課長 三浦佳明  
市民課長代理 有場 隆 農業委員会事務局長 林 彰彦  
保健福祉部長 堤 守  
同部参事兼生活支援課長 東潤順二 同部参事兼高齢介護課長 鈴木康之  
保健福祉課長 丹羽和人 障害福祉課長 吉田量治  
国保年金課長 安田信吾 保健福祉課参事 川口敦子

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 井上智之

### 1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定第6号 平成26年度摂津市パートタイマー等退職金特別会計歳入歳出決算認  
定の件  
認定第3号 平成26年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件  
認定第8号 平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

認定第7号 平成26年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○上村高義委員長 おはようございます。ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

朝夕めっきり冷え込みが厳しくなってきましたけれども、そんな中、本日は民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

正副委員長様にはご就任おめでとうございます。1年間またお世話をかけますが、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、平成26年度の決算についてご審査を賜るわけでございますけれども、どうぞ慎重審査の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○上村高義委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は森西委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、認定第1号、平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち保健福祉部が所管しております

事項につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、30ページ、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金のうち保健福祉部に係りますものは、社会福祉費負担金、障害福祉費負担金で、前年度に比べ49.1%、3億4,141万5,132円の減となっております。これは主に、せつつ桜苑民営化に伴う介護サービス保険者負担金の減によるものでございます。

34ページ、項2手数料、目2衛生手数料のうち保健福祉部に係りますものは、飼犬登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料、愛玩動物死体処理手数料で、前年度に比べ、1.2%、2万8,340円の減となっております。

36ページ、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金のうち保健福祉部に係りますものは、社会福祉費負担金、児童福祉費負担金のうち助産施設負担金、生活保護費等負担金、障害者福祉費負担金で、前年度に比べ1.3%、3,563万4,721円の増となっております。

38ページ、目2衛生費国庫負担金は未熟児に係る養育医療費負担金で、前年度に比べ31.7%、74万1,810円の減となっております。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金のうち保健福祉部に係りますものは、生活保護費補助金及び障害福祉費補助金で、前年度に比べ13.2%、617万1,000円の減となっております。これは、主に生活保護費補助金の減によるものでございます。

目3衛生費国庫補助金は、前年度に比べ77.7%、279万5,000円の減と

なっております。これは、がん検診補助対象者の縮小などによるものでございます。

40ページ、項3委託金、目2民生費委託金は、前年度に比べ15%、343万3,455円の増となっております。これは、国民年金システム改修委託金の増などによるものでございます。

42ページ、款15府支出金、項1府負担金、目1民生費府負担金のうち保健福祉部に係りますものは、社会福祉費負担金、児童福祉費負担金のうち助産施設負担金、生活保護費負担金、障害福祉費負担金で、前年度に比べ4.4%、3,105万9,923円の増となっております。これは、国民健康保険基盤安定負担金の増などによるものでございます。

目3衛生費府負担金は、前年度に比べ7.0%、6万3,478円の増となっております。

項2府補助金、目2民生費府補助金のうち保健福祉部に係りますものは、社会福祉費補助金、老人福祉費補助金、老人医療費補助金、生活保護費補助金、障害福祉費補助金、障害者医療費補助金、権限移譲交付金のうち障害福祉課と高齢介護課に係る交付金で、前年度に比べ11.9%、2,111万5,387円の増となっております。これは、主にホームレス総合相談推進事業補助金の増によるものでございます。

46ページ、目3衛生費府補助金のうち保健福祉部に係りますものは、保健衛生費補助金のうち保健事業費補助金などで、前年度に比べ15.8%、103万685円の減となっております。これは、主に風しんワクチン等接種事業費補助金の減などによるものでございます。

50ページ、款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入のうち保健

福祉部に係りますものは、土地売払収入（高齢介護課）分で、せつつ桜苑民営化に伴うものでございます。

款17寄附金、項1寄附金、目1寄附金のうち保健福祉部に係りますものは、52ページ、一般寄附金（保健福祉課）分でございます。

款18繰入金、項1特別会計繰入金、目2介護保険特別会計繰入金は、市負担に係る過年度精算金でございます。

54ページからの款19諸収入、項4雑入、目2雑入のうち保健福祉部に係りますものは、58ページの保健福祉課、生活支援課、高齢介護課、障害福祉課、国保年金課分で、各種検診自己負担金、予防接種自己負担金、生活保護法による返還金・徴収金、障害者医療返還金、一部負担金相当額等一部助成返還金などでございます。

続きまして、歳出でございますが、102ページからの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、人件費関係を除き、前年度に比べ7.5%、1億8,327万4,563円の増となっております。これは、主に国民健康保険特別会計などへの繰出金の増によるものでございます。

108ページ、目2老人福祉費は、前年度に比べ64.2%、3億5,662万2,790円の減となっております。これは、主にせつつ桜苑民営化に伴う施設介護サービス委託料など指定管理料と、せつつ桜苑改修工事の減によるものでございます。

110ページ、目3国民年金総務費は、国民年金事務に係る経常経費でございます。

目4国民年金事務費は、264.5%、151万7,415円の増となっております。これは、国民年金システム改修委託料の増によるものでございます。

112ページ、目5老人医療助成費は、前年度に比べ8.8%、1,545万4,095円の減となっております。これは、老人医療費の市単独事業分廃止に伴うものでございます。

目6障害者医療助成費は、前年度に比べ0.5%、55万3,731円の減となっております。

目7障害福祉費は、前年度に比べ7.2%、1億4,159万4,890円の減となっております。これは、市立児童発達支援センターの教育委員会への移管に伴う減などによるものでございます。

116ページからの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費のうち保健福祉部に係りますものは、120ページの助産施設運営費負担金と過年度分国庫府費返還金で、前年度に比べ63.3%、407万868円の減となっております。

126ページ、項3生活保護費、目1生活保護総務費は、人件費を除き前年度に比べ12.2%、261万8,882円の減となっております。これは、生活保護システム改修委託料の減などによるものでございます。

128ページ、目2扶助費は、前年度に比べ8.5%、2億2,645万9,226円の増となっております。これは、対象者の増などによるものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費のうち保健福祉部に係りますものは、保健センター及び休日小児急病診療所の運営経費、三次救命救急センター等への負担金、貸付金、三師会等への補助金などで、人件費を除き前年度に比べ2.6%、338万5,913円の減となっております。

130ページからの目2予防費は、前年

度に比べ28%、9,231万7,213円の増となっております。これは、妊婦健診委託料や各種予防接種委託料の増などによるものでございます。

134ページ、目3環境衛生費は、前年度に比べ9.1%、124万3,753円の減となっております。これは、衛生害虫等駆除業務委託料の減などによるものでございます。

以上、保健福祉部が所管いたしております平成26年度一般会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 登阪生活環境部長。

○登阪生活環境部長 おはようございます。

それでは、認定第1号、平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち生活環境部環境部門以外にかかわります項目につきまして、目を追って、その主なものを補足説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、30ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料のうち市民活動支援課に係るものは、コミュニティプラザ施設等使用料で、前年度に比べ3.5%の減となっております。

目2民生使用料のうち自治振興課に係るものは、文化ホール使用料等で、前年度に比べ7.2%の減となっております。

32ページ、目3衛生使用料のうち市民課に係るものは、斎場使用料及び葬儀会館使用料等で、前年度に比べ13.5%の増となっております。

34ページ、項2手数料、目1総務手数料のうち市民課に係る主なものは、戸籍手数料、住民票手数料、印鑑証明手数料等で、前年度に比べ2.9%の減となっております。

目3農林水産業手数料のうち農業委員会に係るものは、土地現況証明手数料でございます。

42ページ、款15府支出金、項2府補助金、目1総務費府補助金のうち市民活動支援課に係るものは、NPO認証事務に対する権限移譲交付金でございます。また、市民課に係るものは、旅券発給事務に係る窓口対応業務に対する権限移譲交付金でございます。

46ページ、目4農林水産業費府補助金は、農業委員会及び農業振興に係る補助金等でございます。

目5商工費府補助金は、地方消費者行政活性化交付金等でございます。

50ページ、款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入のうち産業振興課に係るものは、摂津市商工会への建物貸付に係る収入でございます。

52ページ、款18繰入金、項2基金繰入金、目4墓地管理基金繰入金は、前年度に比べ167.5%の増となっております。

54ページ、款19諸収入、項3貸付金元利収入、目2中小企業事業資金融資預託金収入は、金融機関からの戻入で、前年度と同額となっております。

56ページ、項4雑入、目2雑入のうち雑収入は、文化ホール入場料、商品券売上金、市民農園利用料、南千里丘別館入居者負担金等となっております。

また、64ページ、旅券事務印紙等売捌収入及び旅券事務印紙等売捌手数料は、前年度に比べ304.9%の増となっております。

続きまして、歳出でございますが、82ページ、款2総務費、項1総務管理費、目5企画費のうち市民活動支援課に係るものは、コミュニティセンター建設に係る実

施設設計委託料でございます。

目6都市交流費は、国際交流嘱託員への報酬及び国際交流協会への補助金等でございます。

84ページ、目10防犯対策費は、防犯灯に係る電気料金及び設置工事費、防犯カメラ保守点検委託料、防犯協会負担金等でございます。

86ページ、目13自治振興費は、地区振興委員への報酬のほか、自治会に対する広報紙等の配布手数料、地域活性化事業及び摂津まつり振興会への補助金等でございます。

88ページ、目14コミュニティプラザ費は、コミュニティプラザの維持管理及び市民公益活動補助金等の市民活動支援に係る経費でございます。

94ページ、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、戸籍住民基本台帳事務に係る経費のほか、市民サービスコーナーの管理、窓口業務の委託、旅券事務などに係る経費でございます。

128ページ、款3民生費、項4生活文化費、目1生活文化総務費は、市民文化ホール、正雀市民ルームフォルテ301・303、小川自動車駐車場の指定管理に係る経費でございます。

目2文化ホール費は、文化ホールの総合管理委託料のほか、耐震及びリニューアル工事の設計委託料でございます。

136ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目6斎場費は、斎場及び葬儀会館の管理に係る経費でございます。

目7墓地管理費は、市営墓地の管理に係る経費でございます。

142ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は、農業委員会報酬及び農業委員会に係る事務費でござ



います。

144ページ、目2農業総務費は、農政事務に係る経費及び大阪府北部農業共済組合負担金でございます。

目3農業振興費は、地域米消費拡大対策事業、鳥飼なす保存、市民農園の管理指導に係る委託料及び花とみどりの補助金、農業祭実行委員会補助金等でございます。

146ページ、款6商工費、項1商工費、目1商工総務費は、商工事務に係る経費及び労働相談に係る報償金等でございます。

148ページ、目2商工振興費は、南千里丘モデルルーム跡整備負担金、地域活性化プレミアム商品券交付金、企業立地奨励金、中小企業事業資金融資預託金等でございます。

150ページ、目3消費対策費は、消費生活相談ルームの運営に係る経費等でございます。

以上、生活環境部環境部門以外にかかわります補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 北野生活環境部理事。  
○北野生活環境部理事 認定第1号、平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち生活環境部環境部門にかかわります項目につきまして、目を追って、その主なものを説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、32ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料のうち環境センター及び環境業務課に係るものは、リサイクルプラザ用地使用料等で、前年と同額になっております。

34ページ、項2手数料、目2衛生手数料のうち環境センター及び環境業務課に係る主なものは、一般廃棄物焼却手数料、一般廃棄物収集運搬処分手数料等で、前年度に比べ1.2%の減となっております。

また、環境政策課に係るものは、鳥獣飼養登録等事務手数料でございます。

46ページ、款15府支出金、項2府補助金、目3衛生費府補助金のうち環境政策課に係りますものは、グリーンニューディール基金市町村補助金と、権限移譲交付金でございます。グリーンニューディール基金市町村補助金は、子育て総合支援センターへの太陽光発電設備等の導入と、コミュニティプラザへの蓄電池の導入に係る補助金でございます。

50ページ、款17寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、環境政策課に係る一般寄附金でございます。

52ページ、款18繰入金、項2基金繰入金、目3環境基金繰入金は、平成23年度に創設いたしました環境基金からの繰入金で、前年度と比べ20.8%の増となっております。

56ページ、款19諸収入、項4雑入、目2雑入のうち主なものは、資源ごみ売却収入、ペットボトル拠出金、環境保全促進助成事業助成金、次世代自動車専用充電設備設置助成金等で、前年度に比べ33.6%の増となっております。

続きまして、歳出でございますが、134ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4公害対策費は、大気、水質、騒音、振動等対策に係る経費でございます。

目5環境政策費の主なものは、環境基金への積立金、地球温暖化対策啓発事業等に係る経費でございます。

136ページ、項2清掃費、目1清掃総務費は、一般廃棄物の収集運搬事業に係る経常的な経費でございます。

目2塵芥処理費の主なものは、再生資源集団回収等の報償金、可燃・不燃資源ごみに係る収集運搬委託料、不燃ごみ搬出処理

委託料等でございます。

142ページ、目4環境センター費は、環境センターでのごみ焼却処理費、夜間等の運転管理業務委託経費のほか、3号炉及び4号炉の維持管理経費でございます。

以上、生活環境部環境部門にかかわります歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 おはようございます。

それでは、一般会計歳入歳出決算書から質問させていただきます。

50ページ、建物貸付収入、ご説明もありました南千里丘モデルルーム跡地に商工会が入られた分の家賃だと思えますけれども、これは何月から入られた分で、月幾らぐらいなのか、それから、共益費はどうなっているのか。

56ページ、南千里丘別館入居者負担金、これはどういうものかご説明ください。

そして、歳出のほうですが、148ページ、光熱水費、これも南千里丘のモデルルーム跡地の部分だと思うんですけども、これについても教えてください。

それから、施設管理業務委託料というのが同じページにあります。また施設運営委託料というのもあります。それから、南千里丘モデルルーム跡整備費負担金、これについても、それぞれご説明をお願いいたします。

それから、少し戻りますけれども、決算書の50ページ、土地売払収入、桜苑というお話でした。桜苑に関しては民間になったわけですが、利用者の方々にとって、今までと変わりのない状況できちんと運営がなされているのか、利用者にとって

どうなのかということについて、しっかり市が把握していく必要があるという以前からのお話やったと思いますが、それについてどうなっているのかお聞かせください。

それから、82ページ、コミュニティセンター実施設計委託料、これに関しましては、一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、別府の地域は非常に一時預かりの駐車場など少ない部分です。駐車場や駐輪場、この設計の中身では足りないと思いますので、ぜひ広くとっていただきますよう、土地も残地と言われてるところがありますので、しっかりそこを活用して広くとっていただきますように、これは要望といたします。

それから、88ページ、コミュニティプラザ管理委託料、前年と比べると大分金額がコミュニティプラザ費ということではふえてると思うんですけども、指定管理ということになっておりますが、その中身がどうなっているのか、説明をしていただきたいと思います。今までと比べてどう変わっているのかということについて、お願いします。

それから、96ページ、市民課の窓口業務委託料、これも富士ゼロックスへ委託をされております。1年間、通年になったと思うんですけども、目的、効果というものについてお聞かせいただきたいと思います。最初の目的がちゃんと達成されているのか。

それから、かなり大きな委託料になっていると思うんですけども、東京の足立区でもこの窓口の業務委託が行われているんですけども、委託料がそれ以前よりも非常に高いついていうことも聞いています。大阪市でも窓口業務の委託をして

いるけれども、それまで市の職員が実際にやっていた金額よりも、委託料のほうが高くなっているということを聞いていますので、摂津市の場合はどうなのか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、106ページ、ホームレス総合相談推進事業委託料、これについて中身のご説明をお願いします。

それから、108ページ、原爆被爆者二世の医療費の助成、これは今現在何人の方が受けているのか、事務報告にも出てるかとは思いますが、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

110ページ、ライフサポーター業務委託料、これもどういった内容なのかお聞かせください。

114ページ、みきの路運営委託料、指定管理ということになっておりますけれども、非公募として指定管理が行われていると思うんです。平成26年度は公募で指定管理をふやした分もありますし、この非公募であるということの意味合いですね、こういうものも含めて、今どんな状況なのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

それから、128ページ、生活保護費ですけれども、平成26年度は扶助費が3年連続で引き下げされた真ん中の年だと思うんですけれども、どういう世帯に一番影響が大きく出てるのか、それから影響額、これについてお聞かせください。

128ページ、フォルテ、正雀市民ルーム、小川駐車場、市民文化ホール、それぞれ指定管理になっていると思いますが、目的、それからそれがどれだけ達成されているのかという効果ですね。そこについて、これもお聞かせください。

130ページ、保健センター、休日小児

急病診療所管理委託料が出てきます。これも指定管理ですが、指定管理それぞれ性格があると思うんですが、何を大切にしているのかという部分については違うと思います。この指定管理ですけれども、何をどう大切にしているのかという点、お聞かせいただきたいと思います。

132ページ、子宮がん、乳がん検診が出てきます。対象者はどれぐらいで、そのうちどれぐらい受診しているのか。大阪府下や北摂の中で摂津市の受診率というのはどうなのかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、136ページ、葬儀会館、斎場も指定管理になっております。先ほどの説明にもありましたが、平成24年度、平成25年度、平成26年度ですね、だんだん金額がふえていっていると思うんですけど、ここについてその理由など教えていただきたいと思います。

それから、140ページ、ごみの収集の問題ですが、ここでは出てきていませんけれども、ふれあい収集というのをされてると思うんですけれども、その内容と利用者数について教えてください。

それから、148ページ、中小企業資金融資保証料補給金、それから利子の補給金、これが前年度と比べると大きくふえていると思います。この中身について教えてください。

それから、150ページですね。企業立地奨励金、これは今現在どういう内容になっているのか、何回も大企業、中小企業と分けて金額や件数をお聞きしてきたと思うんですけど、そこについても教えていただきたいと思います。

○上村高義委員長 答弁を求めます。

池上参事。

○池上生活環境部参事 それでは、増永委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、貸付収入でございますけれども、こちらは平成26年度に南千里丘のモデルルームを改修いたしましたして、その3階部分に商工会が入居されておられます。商工会からいただく家賃でございます、昨年9月からお支払いいただいております。金額ですけれども、固定資産評価相当額等々から家賃を計算しております、年額の貸付料を1平米あたり2,463円と設定いたしましたして、貸付面積約400平米ですけれども、それに対してお支払いしていただいているところでございます。

共益費につきましては、市と保育所、商工会との使用細則に従って定めておりますけれども、その共益費につきましては、決めたときには共用部分の清掃等を行って、その分で相殺するというので、共益費については、いろんな項目があり、何をもちて共益費とするのか、施設管理者、また入居者が負担するののかというのを協議するということにはなっておりますけれども、まだその点が協議できていないということで、引き続き清掃費用との相殺ということで、共益費としての負担はいただけてないところでございます。

入居者負担金につきましては、2階部分の保育所、3階部分の商工会からいただきます電気料金となっております。

施設管理委託料につきましては、公的な施設の複合施設ということもありまして、南千里丘地区の一体的なまちづくりの観点から、施設管理公社に委託しております。内容としましては、建物全体の施設管理に係ります電気、空調、消防設備、エレベーター等々の保守点検、あと衛生管理、植栽、外構等の維持管理でござ

います。そのほか、民間の警備会社に施設警備を、また自家用電気工作物、これは高圧受変電設備なんですけれども、その管理を民間の専門業者に委託しております。

施設の運営委託料でございますけれども、こちらは南千里丘モデルルームを改修した際に、産業振興課の分室というのも整備しております。その分室を利用いたしまして、創業セミナーという起業支援のセミナーを行っております、その企画・運営を商工会に委託した分でございます。

整備負担金につきましては、モデルルームの改修に当たりまして、商工会が3階部分の全体の施主といいますか、主体で改修されまして、面積案分で割り出しまして、市の所有するところ、また共有部分のところにつきまして、市が負担金ということでお支払いしたものでございます。

利子補給金、保証料補給金につきましては、前年とかなり違うということなんですけれども、保証料については融資の返済後に全額、利子については2分の1を補給するというようになっておりますけれども、平成26年度におきましては、平成21年度に融資を実行した分の返済が多くなっております。平成21年度、平成22年度につきましては、リーマンショック後ということで、融資の申込み件数がかかなり多く、また返済期間につきましても、4年のところを平成21年、平成22年につきましては、5年間に、利子も2分の1の補給のところを全額補給ということにいたしまして、申込み件数がかかなり多く、平成21年度の返済がちょうど5年経ちまして、平成26年度に補給の対象となったもので、かなりふえているということでございます。

企業立地奨励金につきましてはですけれども、ご存じのとおり、市外からの進出企

業や市内事業者で新たな投資を行う事業者に対しまして、対象となります土地、家屋、償却資産に係る固定資産税の2分の1を奨励金としてお支払いしているものがございます。平成26年度につきましては、16社22件に対して、決算書にありますとおり、総額5,776万3,281円を奨励金として交付しております。規模別で見ますと、16社のうち私どもの事業の対象としております中小企業基本法で位置づけられています中小企業につきましては、10社で2,331万7,998円、それ以外の大企業が6社、3,444万5,283円でありまして、交付金額の割合で言いますと、中小企業が40.4%、大企業が59.6%となっております。

○上村高義委員長 豊田次長。

○豊田生活環境部次長 それでは、私から環境業務課に係ります増永委員のご質問にお答えしたいと思います。

ふれあい収集について内容と利用者数というということであったかと思えます。ふれあい収集につきましては、家庭ごみを排出場所まで持ち出すことがなかなか困難であるという方につきましては、私どもが玄関先まで収集に行くという制度でございます。その対象者の方については、65歳以上であるとか、身体障害者手帳をお持ちの方であるとか、そういうようなことで、どうしてもごみを出すのが不便で困難であるという方について実施させていただいております。

人数につきましては、現在80件前後で推移しているところでございます。

あと、これに付随しまして、私どもはごみをとりに行きましたときには、出されている場合、出されていない場合がありますので、出されていない場合につきましては、声をか

けさせていただいて見守りも一緒にさせていただいているという状況でございます。

○上村高義委員長 答弁する場合に、質問者はページを言っていますので、そのページを言ってから答弁をお願いします。

早川課長。

○早川自治振興課長 自治振興課に係ります質問についてお答えさせていただきます。

128ページ、市民ルームフォルテ301・303の指定管理について、まず1点目お答えさせていただきます。

フォルテ摂津は、市が事業主体となり千里丘駅前第1種市街地再開発事業により建設した再開発ビルであり、これに伴い、市が設置した駐車場、市民ルーム等の公の施設の管理運営を行うため、平成3年7月29日に摂津都市開発株式会社が設立されております。会社の事業は、フォルテ摂津管理組合から委託を受けた再開発ビルの管理、摂津市から委託を受けた市立フォルテ摂津自動車駐車場の管理運営、駅前の広場の清掃等の業務が始まりでございます。その中でフォルテ摂津の301・303の委託を自治振興課から受けております。

建物の管理会社としては、フォルテ摂津の一体管理として行っておりますので、経費の削減等、問題等が発生した場合には、迅速な対応ができるということで委託を依頼しております。

業務の内容としましては、市民の集会、交流及び展示等の場所の提供をすることを設置目的としまして管理運営に当たっております。

また自社努力としましては、公共施設予約システムへのリンク、ホームページ利用

者の要望の聞き取り等を行っておられます。

次に、一般財団法人摂津市施設管理公社について、お答えします。

平成2年に公の施設の管理委託の対象が、地方公共団体が2分の1以上出資する公益法人にまで拡大されたことを受け、市は行財政改革の一環として、公共施設の管理運営を委託していく方針をもとに検討を行い、総合福祉会館、市民体育館、市民文化ホール、小川自動車駐車場、婦人労働会館を管理委託するため、基本財産1億円、運用財産1,000万円を出資し、大阪府知事の許可を得て、平成3年3月25日に財団法人摂津市施設管理公社を設立されております。

平成15年6月には、指定管理者制度が導入され、また平成20年12月に開始された公益法人制度改革などの制度改革により、現在公社は市民文化ホール及びコミュニティプラザ等の指定管理者として業務を行っております。

施設の設置の目的、役割及び施設の機能を十分に理解し、民間企業経営者のノウハウを最大限に生かし、経費削減を図る中で最大限の費用対効果が得ることができるよう、効率的かつ有効的に施設を運営し、市民と両者の利便向上に努めていただいております。

また、設立以来、管理運営を行っていただいておりますが、自主事業やイベント等を実施し、多くの市民参加や利用に努め、また市民サービスへの取り組みを行っていただいております。

次に、正雀市民ルームでございます。平成26年4月より指定管理者、株式会社ビケンテクノに変更になっております。利用者とのトラブルや管理運営上の問題なく、

適切に運営はされております。

また、自主事業等行っており、マジック、似顔絵、異文化教室など9講座を開催されております。自社でホームページを立ち上げ、利用者増に努めておられます。

最後に、小川駐車場の指定管理について、お答えさせていただきます。

こちら平成26年4月より、指定管理者、アマノマネジメントサービス株式会社に変更となっております。同年7月より無人機械管理となり、24時間の対応となっております。こちらのほうも利用者とのトラブルもなく、24時間利用可能となり、利便性が向上となっております。

こちらの効果でございますが、今年度、1万7,215台と台数が前年に比べ減っておりますが、これは南千里丘の開発が終了したことに伴うものと考えております。

○上村高義委員長 谷内田課長。  
○谷内田市民活動支援課長 それでは、市民活動支援課に係るご質問に対してお答えいたします。

88ページ、コミュニティプラザの指定管理料についてですけれども、コミュニティプラザの指定管理に伴ってかなり増額になっているのではないかというお問い合わせですけれども、コミュニティプラザ費、予算科目でいいますと、これだけを見ますと3,000万円近い増額になっているかと思っております。これにつきましては、まず平成25年度は職員の人件費、これは一般管理費で人事課の所管として執行されたこと。それから、施設も4年が経過して修繕費がふえてきたこと。それと、平成25年度まで保健センターの監視業務等につきましては保健福祉課で所管されていたんですけれども、指定管理者導入に合わせまして、館の一体運用ということで、このコミュニ

ティプラザのほうで管理業務を所管するようになったこと。それと、光熱水費の増加、それと指定管理者導入に備えて備品等をちょっと購入させていただいたこと。こういった要因でふえておりますが、そういったことを考慮いたしますと、平成25年度から平成26年度、これで大幅に増になってるというわけではないという認識を持っております。

それと、コミュニティプラザの指定管理を導入したことに對する効果ですけれども、指定管理者導入の指針では、経費節減であるとか利用者のサービス向上、こういったものが考えられる場合は指定管理者を導入するという事になっておりますけれども、経費節減努力としましては、指定管理者のほうでいろいろな委託業務を長期契約していただいて、経費節減をしていただいているということがまず1点挙げられます。それと、利用者のサービス向上については、これまでの受付時間についても、6時までの受付時間としていたところを7時まで1時間延長していただいたと。それと照明に関して専門知識を持った職員の方を配置していただいて、利用者の利便性の向上を図っていただいている、そういったことが挙げられます。

そのほかに、施設管理公社には、これまでいろいろな施設管理運営していただいて、そういったノウハウをかなりお持ちですので、先ほど修繕料が増加ということを申し上げましたけれども、これにつきましても、早期に不具合を発見して大事に至る前に修繕をしていただいていると認識しております。

そのほか、文化ホールと一体となったイベントを実施していただき、地域のにぎわいを創造していただくことによって、地域

の活性化、これにも寄与していただいていると感じておるところです。

○上村高義委員長 有場課長代理。

○有場市民課長代理 それでは、市民課にかかわりますご質問についてお答えいたします。

97ページ、窓口委託に関してでございます。

窓口業務の委託の目的でございますけれども、これは財政コストの削減効果を狙いつつ、民間の力を借りてサービスを向上させるということでございます。効果につきましては、委託前の平成24年度、委託後の平成25年度のコストを比較約700万円の人件費削減効果が出ております。職員も8名削減されております。

サービスの部分につきましては、この間大きな問題もなく経過しております。特に受託者側のほうで柔軟な人員の配置ということをしていただいております。これにより、証明書の交付時間などの短縮という効果もございます。窓口アンケートを実施しております。その回答でもおおむね好意的な回答が多かったということでございます。一定サービス水準の向上という部分では達成できたと考えております。

平成26年度以降につきましては、旅券事務が追加されたり、業務的に増大している部分がございますので、一概に金銭的な比較というのは、なかなか困難ではありますが、委託した業務に対する職員側の負担、これはもちろん軽減しておりますし、それ以外にも労務管理などの負担も全くないということで、その辺も業務的に軽減しております。平成26年度につきましては、いろいろな市町村から視察も受けておまして、ある程度の成果が出たのではないかと考えております。

先ほど足立区のことを取り上げていただきましたが、足立区については、先般、偽装請負の問題がございました。これに伴いまして、職場の体制というのが変更されておりまして、恐らくそれが影響して金額がふえたのではないかなと推測しております。本市ではそのようなことはございませんので、平成26年に旅券事務で若干委託料の増額はしておりますが、結果的にはそれほど高くついたという認識はございません。

続きまして、137ページ、指定管理の件でございますが、市民課では、斎場とメモリアルホールを所管しております。金額が増加しているということでございますが、主な要因といたしましては、まずプロパー職員を抱えておりますので、やっぱり人件費が年々増加していくということでございます。それ以外に、施設の老朽化という問題がございますので、修繕料が増加していくということがあります。その他、平成26年度につきましては葬儀予約システム、インターネットで行うものですが、これも、これの管理ということで、メモリアルホールにお任せしているということでございます。

○上村高義委員長 東澗参事。

○東澗保健福祉部参事 決算書106ページ、ホームレス自立支援事業についてご説明いたします。

本事業は、平成16年から大阪府下をブロックに分けて巡回相談事業を広域的展開しているものでございます。平成26年度につきましては、本市が幹事市となりましたので、北摂地域と北河内地域の自治体を代表して大阪府社会福祉協議会とホームレス巡回相談事業委託契約を締結した

ものでございます。

具体的な活動内容につきましては、主任相談員1名、副主任相談員1名、巡回相談員1名の3名体制で河川敷や公園を巡回してホームレスの方の相談に乗り、生活保護や医療機関につなげることと、失業や家賃滞納などで住居を失う恐れのある方の住宅確保など、社会との関係を維持し、自立に向けた個別の支援を行っているものです。また、上記の相談事業以外にも、看護師や精神保健福祉士、弁護士や司法書士などの専門知識を有する方も定期的に巡回相談に参加していただき、医療相談や法律相談の支援も展開しております。具体的な平成26年度の巡回活動の実績は、北摂地域全体で相談件数が710件、不在件数が513件、痕跡がなくなっていたケースが36件、合計1,259件となっております。このうち本市にかかわります件数は、相談件数で172件、不在件数75件、痕跡なし8件、計255件でございます。本市の場合は淀川の河川敷がほとんどで、平成26年度当初12名の方を確認し、年度末には10名となっております。年度中の増減の状況は新規に確認した方が6名で、支援により痕跡がなくなった方が7名、行方不明の方が1名でございます。最新の状況では、今年8月末の時点で9名の方を確認しております。

次に、決算書128ページ、扶助費の決算額における保護基準引き下げの影響についてお答えいたします。

保護基準につきましては、平成25年8月から3年かけて改定され、国においては当初の見直しによる影響額は3年で670億円と見ておりました。このうち影響の大きい世帯につきましては、全体的な状況になりますが、都市部よりも地方のほうに



影響が大きい。それから単身世帯じゃなくて、多人数世帯に影響が大きいように考えております。

本市における影響額につきましては、個別の数字は膨大な積算になりますので、把握しかねる状況でございますが、改定の対象となっている生活扶助の平成26年度の決算額は、9億2,325万4,987円で、年間の保護人員の伸びと消費税増税分による基準改定を除すると、8億8,321万2,680円となり、平成25年度の決算額、8億9,944万559円から比較すると、1,622万7,879円の減額となっております。保護人員は平成26年度が年間平均で1,505名でございますので、1か月当たり非保護者で鑑みますと、898円の減額となっております。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、高齢介護課に係りますご質問にお答えします。

決算書50ページの桜苑の土地売却収入に係りますせつつ桜苑が民営化し、1年が経過したが、今までと変わりなく事業が進められているかについてご答弁申し上げます。

せつつ桜苑は平成26年4月1日に土地・家屋の移転登記手続を完了し民営化となりました。本市といたしましても、民営化への移行、また移行後のサービス提供が順調に進むよう、譲渡先の法人と連携して進めてまいりました。入所者や通所サービス利用者にも十分に説明をした上で丁寧な説明に努め、また今後も同じ職員がサービス提供に当たることを幾度となく繰り返しお伝えした結果、順調に進み、特に大きなトラブルもなく、順調に今日に至っております。

次に、決算書110ページのライフサポ

ーター事業はどういった内容かについてご答弁申し上げます。

ひとり暮らし高齢者が安心して在宅で生活が継続できるように、ライフサポーターという訪問者を雇用し、定期的な訪問等により、高齢者の見守りを進めていく事業となっております。委託先は社会福祉協議会にお願いしまして、3人のライフサポーターを雇用していただき、ひとり暮らし高齢者の届け出を受けた1,527名の方に対し、延べ9,005回の訪問を行っております。

また、不在時には訪問連絡票を投函するなどしまして、気になる事柄があった場合は、市または地域包括支援センター、民生児童委員、自治会役員などに連絡をし、情報を伝えたり、集めたりしながら高齢者の見守りを進める事業でございます。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 保健福祉課にかかわりますご質問にお答えさせていただきます。

決算書108ページ、原爆被爆者二世支援事業でございます。

この事業につきましては、対象者医療費助成受給者は6名、登録者として64名となっております。

続きまして、決算書130ページ、本課で所管しております指定管理保健センター及び休日小児急病診療所の指定管理に当たって何を大切にしているかというご質問にお答えさせていただきます。

保健センターにつきましては、市民の健康の保持及び増進、これが大きな目的になってございますので、まずは検診事業の充実、これについては、時間帯、曜日の開催日を検討したり、回数をふやしたりということで取り組んでおります。そして、各種

の予防接種の事業等も行っておりますので、この事業についてはご承知のとおり、非常に制度の変更等が多くございます。本課のほうの専門職、保健師等、連絡を密にして確実に予防接種が行われるように努めているところでございます。

また、もう1点の休日小児急病診療所につきましても、当たり前のご話なんですけれども、確実に診療所を開けていただくということが重要と考えております。医療体制の確保につきましても、特に小児科の先生については確保が難しい状況になってございますので、そこは連絡を密にして医師の確保、あとは看護師については看護師会と連携、薬剤も当然お渡しさせていただきますので、そこは薬剤師会との連携等々、各種団体との連携もきちっとしてもらいながら、安定して確実に診療が行えるような体制を確保していくことを大切にさせていただいております。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 それでは、私のほうからは、決算書の132ページ、子宮がん検診と乳がん検診についてお答えさせていただきます。

乳がん検診につきましても、対象者が1万3,723人、受診者が1,257人、受診率が17.6%、また、子宮がん検診につきましても、対象者が1万8,545人、受診者が2,623人、受診率が24.8%となっております。この受診率につきましても、対象者と受診者で割るわけではなく、別の計算方法となります。大阪府内、同じような受診率の計算方法で算出をしておりますが、府内と比べますと、子宮がんにつきましても、府内平均が23.4%ですので、摂津市は少し府内の平均よりも上回っている現状、また乳がん検診につき

ましても、府内平均が18.4%となっておりますので、府内平均よりも少し低いような現状にあります。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、障害福祉課に係るご質問に関してお答えさせていただきます。

決算書114ページ、みきの路運営委託料、指定管理料に関してでございます。非公募の理由のことも含めてというふうなお話かとは思いますが、非公募の理由を改めてお話させていただきますと、みきの路の場合は、高い専門性や特殊なノウハウが必要で、他に適切な担い手が存在しないという理由で非公募の理由になっておるんですけれども、具体的に、みきの路障害者支援施設のほうでさせていただいてるサービスでございますが、施設入所支援という、重度の方をお預かりするサービスのほうが30名の定員でさせていただいております。通所のサービスでございますが、その入所の方も含めて40名の通所の方の定員と、あと短期入所の方が5名というふうなサービス内容などがございます。特に施設入所の方に関して非常に重度の方をお預かりさせていただいてる状況でございます。障害の支援の区分というのは、1から6ございまして、6が一番重い状況ですけれども、みきの路の場合でしたら、この30名の方のうち区分6の方が12名、区分5の方が11名、区分4の方が7名ということで、5、6の方だけでも76%の方をお預かりさせていただいている状況ということでございます。その方々、療育手帳という知的障害の重度の手帳だけではなくて、身体障害の手帳も両方お持ちの方も非常に多く、両方お持ちの方、実際30名のうち16名の方、特に1

級、2級という重度の身体障害者の手帳を11名の方がお持ちということで、非常に個別性の高い個々にあった支援が必要という状況でございますので、ご本人をよく知った方が支援していただくという内容が非常に重要な施設でございます。そういうような状況もございますので、高い専門性の内容等を満たしていただいている法人ということで、非公募とさせていただいたという状況でございます。

この法人に関しましては、平成26年度いろいろと検討いただいて、新たに法人合併もさせていただいたかと思うんですけども、それらの内容に関して、特にこういう支援が非常に継続性のいるサービスでございますので、やはり両法人とも年齢構成が非常に課題になっておったというような経過もございまして、それらのことを一定解決する手段としても法人合併が一つの方法ではなかったのかなとは思っております。そういうことで年齢構成のバランスということも解決できるような方法をとっていただいておりますので、今後そういうサービスに関して、個別性の高いサービスに関しては継承されていく体制を整えていっていただいて、非常によかったのかなと思っております。法人の指定管理の表のところにも書かれてあるんですけども、今後そういうノウハウや経験を職員全員が共有できるような形として、サービス向上していきたいということですので、非公募も含めて支援の内容とさせていただきたいと思っております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、南千里丘モデルルーム跡の件です。

お家賃がこの金額であると9月から3月まで割りますと、約1か月8万3,500円ぐらいになるのではないかなと思います。あの場所で、あの広さで8万3,500円というのは非常に安いと私は思うんですけども、先ほど固定資産税の評価からと言われましたけれども、やはりその地域での一般的な価格というものについてお考えになってなかったのかなと思います。貸し付けの契約書の中には、第6条で貸付物件の価格が著しく上昇し、貸付料が不相応になったときは値段についてまた協議をするということも書いてありますけれども、そもそも初めからこの金額というのは、一般的に市民から考えると非常に安い金額なんではないのかなと思うんですけども、そこについてどう考えておられるのか。

それから、共益費ですね。共益費についても一応文書を交わしておられます。先ほどもおっしゃってました共益費は一応別途市が定める料金を負担してもらうということになっていますが、今年度につきましては、光熱費や保守点検費用、いろいろ積算が困難なこと及び共用部分の清掃を各入居者をお願いしてるおことから共益費を無料としますということで、今年度についての特別な措置で、これから先については、また共益費はもらうんだというのが原則なのに、今年度もまたもらってないということについて、それでいいのかということについてもお聞かせいただきたいんです。共用部分の清掃と言われておりますけれども、トイレであるとか、2階、3階の階段ぐらいのことであって、ほとんどは先ほどおっしゃられてた施設管理業務委託料、これ払っておられますよね、ここをお願いをしてると思うんです。この業務委

託の契約書の中にもさまざまな部分についての管理がずっと出てきますけれども、窓ガラスから外壁から、こういう部分については市が払ってるわけです。この金額が707万7,441円、これ市が出してるお金ですよ。先ほどの8万幾らの費用、それから商工会だけではありません。保育所のほうにもお金がありますけれども、これも商工会のほうで3月まで、9月からの分で58万幾ら、保育所のほうは何月からか知りませんが、七十何万円という金額だったと思います。これ700万円以上の金額の管理料を摂津市が払って、家賃それだけで、これでいいんですかという話ですわ。今、第5次行革が出てきてますよね。その中で使用料、手数料、これについてきちんと原価計算してとっていくんだとお話が出てると思います。私たちは、この第5次行革で使用料、手数料、日本共産党は値上げ賛成はしません。そういう立場ではありませんけれども、摂津市のほうでこういうことを出してきてはるその中で、どうしてこの商工会や保育所に関してですわ、ここでは保育所のことは言いませんけれども、その家賃がこんなに低くて、共益費も取らなくて、管理は摂津市が700万円という金額を払っているのか、これ年度の途中からですから、平成27年度は1年間になりますと、もっと金額きっと大きくなってくると思うんですけれども、そういう形で本当にいいのか、何でそう優遇をしないといけないのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、整備費、これ出てきてますけれども、一体どういう根拠でこの整備費の負担料になっているのか知りたいと思ひまして、資料請求をいたしましたところ、市の金額というのはわかるんですけれど

も、全体が見えないんです。何でかと言え、先ほどお話がありましたように、これ5,000万円からの工事なんですけれども、商工会がその工事をお願いしたと、摂津市は負担金という形で商工会に払ってるという形態をとってるわけですね。つまり5,000万円からの工事に対して、入札も何もせずに相手任せで業者を決めるということになるのではないかと。これは、入札逃れととられてもおかしくないのではないかと私は思うんですが、その点についてももしっかりご説明をいただきたいと思ひます。

整備負担料も非常に不透明だと思ひますので、この経過も含めてどういう形でそんなことになったのか、これは本当に透明性や公平性という問題から市民に対して説明がつくのかということについて教えていただきたいと思ひます。

家賃にしても共益費にしても、この整備費にしても、非常に市民からすると何でそんなに優遇せなあかんのかという問題出てくると思ひます。片や、先ほど質問いたしましたけれども、行革で被爆者二世の方の医療費が削られようとしております。これ先ほどお話ありました、6の方が受けてはる75万280円、年間額ですけどね。この75万円削らなあかんほどのことを言うてるのに、片一方でこういうことをする。これは市民が全く理解できないと思ひますよ。75万円は市からしたら非常に少ない金額ですけども、6名の方はこれで割れば、もしこれを切っちゃったら、単純に頭割りしてもお一人10万円以上の金額がご負担これからかぶるわけじゃないですか。被爆者二世の方のそういう医療費を片や切りながら、こういうことをするというのはおかしいんじゃないか。そうで

はなくて、今までずっと市長は弱者の視点と言っておられましたけれども、。そういうことを本当に大事にして、どこにお金をかけるのか、どこを削っていくのか、どこからお金をちゃんと徴収して、どこにはきちっと減免なり費用を安くするなり、そういうことをしていくのか。公的な施設についての使用料の問題についても、これからいろいろさまざまな議論があると思いますけれども、やっぱり市民が納得のできないことというのは、これはおかしいと思います。このことについてぜひ説明していただきたいと思います。

それから、桜苑のことですけれども、これについては何回もいろいろ議論をしてきた中のことですので、今は順調に進んでいるというお話を聞きました。この内容について、これからはしっかりと、きちんと利用者の方にとって不便のないように行政としての指導といいますか、かかわりをしっかり求めていきたいと思います。これは要望にしておきます。

それから、コミュニティプラザの委託料ですね。今、人件費は削減できているとか、修繕費がふえてきたんだとか、いろいろお話があったと思います。努力目標としてされてるという話ですね。大幅増ではないと思うというお話だったんですが、それが目に見える形でわかるような資料がぜひいただきたいです。やはりきちんと比較検討していかないと、私たちとしても、なるほど、これは指定管理にしてよかったなとはわかりません。今回、資料請求させていただきまして、指定管理の各業務に関する報告書をいただいております。しかし、それについての評価というものも市としてされてると思うんですけど、それはこの決算の委員会には間に合わないということでお

聞きをしました。私たちとしても、やはりそこがないと決算審査しかりできないと思います。今年度の分については、まだできていないというのが事実ですから、どうしようもありませんけれども、きちんとこの業務報告書を出していただくと同時に、やはり間に合うように市の評価ですね、これについても出していただきたいなと思います。

窓口の業務委託料、富士ゼロックスへ委託をされてる分ですね。これが平成24年と平成25年の比較があるとおっしゃってたんですね、済みませんでした。確かにパスポートの作業がふえているわけですけれども、そこに関して完全に分けた形で比較ができないのかというのは、私はちょっとそれはやり方によってはできるのではないのかなと思うんですけれども、この窓口の業務というのは、やはりサービス向上もさることながら、経費削減というのをおっしゃってたと思うんです。これもやっぱり目に見える形でこうなったんだということについて、お聞かせをいただけるような資料が必要なんではないかと、もちろんサービスの向上もこんなふうによくなくてというのが目に見える形で必要だなと思いますので、また、それに関してはこれから評価も出てくるのですかね。これは指定管理と違いますけど、やはり必要やと思いますので、ぜひまたそういう資料もいただきたいと思います。

それから、富士ゼロックスの分に関しての事業報告書もいただいております。契約がたくさんついた資料です。しかし、ほかのは委託料がどんなふうに使われてるのかというのが、決算書的なものが入ってるんですけど、富士ゼロックスのこの中にはないように思うんです。これに関しては、

やはりちゃんと営利企業ですから、この委託料がどんなふうに使われて、富士ゼロックスの利益が一体幾らぐらいになっているのかということについても出してると思うんですよ。市に出しているかどうかわからないですけどもね。しっかりそれをつかんでいただきたいです。もし、わかっているんでしたら、この委託料をどんなふうに、大まかな項目でいいですから使われているのか教えていただきたい。特に市の委託料の中からこれぐらいが富士ゼロックスの利益なんだということを教えていただきたいと思います。

それから、個人情報保護や守秘義務、非常に大変な問題です。今、国でもいろいろと問題になっています。もちろん富士ゼロックスのほうで個人情報をきちんと漏れないように体制をとってはると思うんですけども、社員の方の入れかわり、そういうものがもし頻繁であるなら、やめられた方についてのそういう守秘義務であるとかいうのをどこまで追いかけていけるかという問題もありますので、こういう社員の方の入れかわりというようなこととか、個人情報保護のことで、こういう点きちんとやれてますとか、こういう点、今やろうと思ってるのかということがあったら、また教えてください。

それから、ホームレスの総合相談推進事業、今年度幹事市ということで、数字も上げていただきました。アベノミクスとか言われますけれども、庶民にとっては不況がずっと続いてるということで貧困の問題が非常に広がってきています。そういう中で、女性や子どもの貧困ということが深刻になってきているという問題があります。今おっしゃられてるホームレスの方への巡回ですね、見守りをされてるその中で女

性や子どもというのはいらっしゃるのかどうか、この辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、これは担当課が違うのかもしれないですけども、行方不明の高齢者の問題、これも非常に大きな問題になってると思うんですけども、ホームレスの方の中に高齢者の方とかもいらっしゃるんじゃないかなと思いますが、行方不明の高齢者は摂津市では一体どれぐらいいてるのか、わかる課があったら、ぜひ答えていただきたいなと思います。

それから、被爆者二世の医療費の問題は先ほど言いました。これをぜひ行革で切らないでほしいと思います。本当にこんなことまでしないといけないのかと、私は摂津市が単費で行っているさまざまな事業というのは、摂津市の良心やと思うんです。摂津市の良心を切らないでほしいと思いますので、これは要望にしておきます。ぜひお願いいたします。

それから、ライフサポーター業務委託料、これはひとり暮らし高齢者の方の見守りということでした。本当に大事になってきてるお仕事だと思っております。これはライフサポーターだけではなく、緊急通報装置であるとか、さまざまな見守り活動というのがされてると思うんですね。独居老人愛の一声訪問事業委託料、これも大分減ってしまいましたけれども、それから、ふれあい配食サービスであるとか、さまざまなことで高齢者の方の見守りというのをされてると思うんですけども、ぜひここに関しても、しっかりとやっていただきたいなと思いますので、これも要望にしておきます。

それから、みきの路の方ですね。非公募の意味ということについて、高い専門性が

必要であるとか、やはり継続してサービスを提供していくんだというようなお話で、法人合併の話もお伺いいたしました。指定管理と一口に言っても、やはりその目指すものというのが、それぞれ違うと思います。経済効果について目指すということも一つはあるかと思うんですけれども、そうではなくて、やはり摂津市が今までやってきた役割、果たしてきた役割というのをきちんと市民にサービス提供をしていただくということが第一やという、そういう指定管理というのもあると思いますので、その辺では役割をしっかりと果たしていただきたいなと思います。これも要望にしておきます。

それから、生活保護の問題です。扶助費削減というのは本当に深刻な問題を生み出しています。これは憲法にも違反する人権侵害であるということで、裁判も幾つも起こっていると思います。摂津市でも、負担が非常にふえてる方がいらっしゃるということがきょうのお話でさらにわかりました。特に、単身より多人数というようなお話がありました。子どもが何人もいらっしゃるようなご家庭というのが、やはり負担も大きくなっているのではないのかなとも思います。本当にしんどいところが苦しまないように、ぜひこの扶助費の削減をもとに戻せという声を摂津市からも上げていただきたいと思います。

私も2週間の間に2人、もうガスがとまってしまって、電気もいずれはとまるというようなそういうご相談をお受けして、1人は摂津市の方で、もう1人は東淀川区、大阪市の方だったんですけれども、もう本当に緊急なんだということで、摂津市の方は摂津市の生活保護でお願いをしました。職員の方が非常に熱心に、親身になって相

談にのっていただいて、何とか急場を助けていただいたということも目の前で見ております。本当に大変なお仕事やとは思いますが、今その方々は2人とも50代で、1人男性、1人女性でした。働いておられたんですが、1人は派遣労働をしてはって、突然首を切られ、もう1人は働いてる先でだんだん体が悪くなって、もう働き続けられなくなったという状態でした。もともとお給料少ないですから、ひとり暮らしですし、預貯金もなくて、それでも生活保護の申請というのをなかなかできずに、ずっとどこに相談しようかと悩んでおられたということなんです。たまたま相談をいただいて、つなぐことができたんですけれども、本当にそういう生死の境ではあるというような方が、この摂津市にも、お隣の東淀川区にも、すぐ身近なところでいらっしゃるということについては、貧困がじわじわと広がってる、今は働いてちゃんとお給料ももらえて何とか生活ができて、来月はわからないみたいな、そんな状況があるんだなと思います。そういう中で、この生活扶助費が削減されるということは、今までは救われてた人がこの削減された金額で救ってもらえない人たちが出てくるわけですよ。今受けてる人が苦しくなるというだけではなくて、生活保護で今までだったら保護してもらってた方々がそうではなくなるという、窓口に行っても、あなただめですと言われてしまうということが起きてくる。片一方で消費税が上がりながら、本当に生活が苦しくなっているというところですので、これは要望としておきますので、ぜひともそういう実態を国に伝えていただいて、摂津市からも、ぜひこの削減撤回せよという声を上げていただきたいなと思います。住宅の分も限

度額が引き下げられて、大変なことになっておりますけれども、またそれはこの次のときにお話させていただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

それから、フォルテ、正雀市民ルーム、小川駐車場、市民文化ホールの指定管理料ということでいろいろお伺いをいたしました。これもそれぞれ事業報告書はいただいております。その中でビケンテクノさん、正雀市民ルームですね。ここには収支報告書がついております。この中で収入は委託料の金額になっております。支出の中で人件費とか事務費とかあるんですけども、差し引きが10万9,394円なんですね。これがビケンテクノさんの利益なのか、それともこの管理費、155万2,539円、これがビケンテクノさんの利益なのか、ここについて教えてください。

それから、小川駐車場、アマノさんですね。こちらも収支報告書出ております。これもどれが利益なのか、営業管理費という101万3,440円、これがそうなのか、それとアマノさんの場合、人件費がゼロになっております。これは全くの無人ということなんでしょうか。そこも教えてもらいたいと思います。

保健センター、休日小児急病診療所ですね、小児科のお医者さんの確保が難しいというお話でした。本当に大変なことだなと思いますけれども、この役割というのも非常に大事ですので、ぜひこれからも頑張ってやっていっていただきたいと思っております。これも要望にしておきます。

それから、子宮がん、乳がん検診です。府内で比べても少し高かったり、低かったりの受診率だというお話でした。たくさんの方に受診していただくということがすごく大切だなと私も思っているんです。保

健センターの事業報告書をいただきましたので、それも見せていただいて、受診勧奨の電話をしておられるということを書かれています。これは特定健診に関するものだとは思いますが、実は、私も電話をいただきました。私は自分の誕生日ではないけれども、大体決まった月に今まで検診を受けてますので、そのときに受けますということで、多分これ8月ぐらいに電話をいただいたと思うんですけども、そのときに、ただ受けてませんね、早く受けなさいというだけではなくて、ほかのことについてもご相談のりますというお話しをいただいて、乳がんや子宮がんの検診どうされてますかということで聞いていただいて、この電話で予約もできますと言っていました。非常にありがたいなと、私そのとき思いました、じゃあぜひ予約してくださいと言ったんですけども、いつかという話になりますと、ずっと何かつまってるようなんですよ。8月ぐらいのお電話やったと思うんですが、結局、片一方ずつ受けるならもう少し早くでもできたんでしょうが、忙しいので二つ同時に受けたいと言うと、11月の日程になるということで、まだ受けてないんですね、そういうことで。ほかにもたくさんそういう方がいらっしゃるんじゃないのかなと。これをどう解決していくのか、受けたいという思いはあって、そうやってお電話までしていただいて、それならぜひと思っても、結局なかなかそういう先々の日程までわからないから、それならもうちょっと無理やねという話とか、私は先になってキャンセルも可能ですと言うてもらったんで、とりあえず日程を抑えたんですけども、まだ11月の日程がわかりませんので、受けれるかどうかまだわからないという状態なん



ですね。キャンセルしたら次どうなるのかというようにもありますよね。ぜひこの辺のせっかく検診受けてください、ぜひにと勧めていただいているけれども、それをどういう体制で実施をしていくのかというところについて教えていただきたいなと思います。

それから、葬儀会館、斎場の問題ですね。これについては修繕費やいろいろかかっているというようにことでした。インターネットの予約ができるようになって、委託料がかかっているということですね。あと職員の給料、これについては了解しました。

それから、ごみの収集です。ふれあい収集について、先ほどからいろんな場面で高齢者の見守りの話をしていますが、高齢者の方だけではなく、障害のある方などもごみが出てなかったら声をかけて見守りをするというお話で、これはやはり職員でないとできない中身やなと思っています。どんどんと民間の委託が広がっておりますけれども、本当にごみの収集というのは、ただもっていったらいいという話ではないと、職員がしっかりと意識を持ってやってくさっているものだと思います。災害時の問題とか、そういうことについてどこの道でも知ってるんだというお話も聞きました。あそこにどんな人がいてるといことも頭の中に入っていると。やはり民間に丸投げしてしまうことがないようにということで、ぜひこれは意気込みを聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、中小企業の融資の保証料、利子補給金、これがリーマンショック後の分が今きてるということでした。このとき、融資の制度が利子も全額補給してもらえ、しかも返済期間も長くしてもらえると

ということで、皆さんに喜んでいただいて利用が物すごく大きく広がったと思ってます。これからまた消費税が上がると言うてますし、不況で大変やという状況は中小零細企業の中では物すごく深刻です。ぜひとも今回ですね、中小企業の預託金の増額ということも出ておりますので、限度額引き上げであるとか、返済年数の長期化であるとか、そういうことについて考えていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

それから、企業立地奨励金です。また、この数字、表でいただけたらありがたいので、よろしくお願いします。大企業が6社で、10社の中小企業を上回る金額融資してもらってはるということで、いつもやっぱり大企業はすごい大きいですね。ちょっと差が縮まってきてるといのは確かに思いますけれども、今、中小零細企業にとって設備投資ということについては本当になかなかできない状況があるんです。何回も言ってますけど、大企業にいい制度をつくるなど言うてはるわけではありません。大企業に対してそれだけの市からの援助をするということは、それだけ市に対して大企業からきちんと摂津市民にどんな見返りがあるのかということについて追及してもらいたいということをぜひお願いします。これは、企業立地奨励金、この先の展開をまた考えてはると思うんで、ぜひこれ検証をして、それからやってほしいんです。大企業がよくなりました、摂津市にいっぱいきました。でも摂津市民はちっともその恩恵受けてません。そういうことでは困ると思うので、どんなふうに摂津市民に還元があるのかということをしかりと検証をしていただきたいなと思います。それから中小企業、零細企業にとっては、

立地奨励金もいいですけれども、家賃補助であるとか、仕事を発注していくような、そういう方向であるとか、やはり今苦しいところ、設備投資できないと言っているところがあるというのは摂津市の調査でも明らかになってるわけですから、そこに向けてコンサルタントの派遣ではなくて、直接中小零細企業の営業を応援する、そういう事業をぜひ展開していただきたいと思えます。これについても、ぜひお考えをお聞かせください。

(午前 11 時 47 分 休憩)

(午後 0 時 57 分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

答弁を求めます。

池上参事。

○池上生活環境部参事 それでは、産業振興課に係りますご質問についてご答弁させていただきます。

まず、モデルルーム跡の家賃の計算についてですけれども、この家賃の計算に当たりましては、摂津市の普通財産貸付要綱にあります土地の賃貸料の額の算出方法を準用しております。これを家屋に当てはめまして、先ほど言いましたが、24年度の家屋の固定資産評価相当額に対しまして、商事法定利率6%を乗じたものを基本的には年額といたしましております。

しかし、この建物については、スケルトン貸しと言いまして、電気も何もない状態での貸し付けということもございまして、その固定資産の対象となるべき部分が限られることから、全体の固定資産の評価に占める対象となる部分の割合を求めまして、それを対象率とさせていただいております。計算しましたら、それが大体50%、約2分の1ということになりますので、先ほどの商事法定率を乗じて得た金額の2

分の1と定めたものであります。この分につきましては、市としては妥当なところだと認識しております。

負担金として支払った経過ですけれども、南千里丘のモデルルーム跡の整備につきましては、2階部分に保育所が入ることが先に決定しまして、その後、3階部分に商工会、そして市の分館のスペースとするということが決まりました。そういった一連の経過から、建物としては一つですので、一体的に設計を行い、工事を発注することが、経費や工期についても効率的であるという判断をいたしました。

当初は、一番工事面積が大きい保育所が一体的に整備して、それぞれにおいて負担金を支払うという方法も検討はしたんですけれども、それは困難であったため、保育所部分を除き、工事面積が多い商工会が、3階部分の主体となって工事を発注し、その面積に対して案分したものを市が負担金としてお支払いしたものでございます。

それと、共益費についてですけれども、ご指摘のとおり、当初の約束事の中に、26年度、共益費については、清掃等の相殺という形で共益費の支払いというのはなかったんですけれども、26年度についてはということでしたので、本来、27年度からということであったんですが、先ほど言いましたように、まだ共益費について、どの部分をどれだけ共益費とするかとか、そういったこともまだ検討できておりません。ことしでようやく1年となりましたので、今後、共益費について、徴収するか、しないかも含めまして、検討をまいります。

続きまして、企業立地に関しまして、市民への還元ということですのでけれども、その分につきましては、こちらも企業立地で奨

励金をお支払いしておりますので、しっかりとその効果を検証してまいりたいと思っております。

家賃補助等、直接的な小規模事業者への支援ということでございますけれども、やはり直接的な支援につきましても、一時的な効果というものはあるかもしれませんが、産業振興課としましては、その企業の基礎体力といいますか、経営力の強化等に対する支援を行い、それぞれ企業がしっかりと経営基盤を持って、継続的に事業に取り組んでいただけるような支援策に今後取り組んでいきたいと考えております。

○上村高義委員長 山田次長。

○山田生活環境部次長 ただいまの南千里丘のモデルルームの跡の整備事業に関連しまして、商工会をなぜ優遇するのかというご質問があったかと思いますが、その点について、私のほうからお答え申し上げます。

まず、家賃設定、共益費、工事負担金につきましては、池上参事から説明したとおりでございます、それぞれ根拠に基づき、商工会との間で契約、あるいは協定を交わしたものでございますので、我々としては適正なものとして認識しております。

その上で、商工会への支援について、どのように考えるかということですが、ご存じのように、商工会は、商工会法という法律に基づいて経済産業大臣の認可を受けた、営利を目的としない法人でございます。その目的としましては、地区内におけます商工業の総合的な改善、発展を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することと法で規定されております。

事業としましては、商工業に関する相談、指導、情報、資料の収集、提供、調査、研究等のほか、社会一般の福祉増資に資する

事業を実施するという事で定められておまして、具体的にも、摂津市の商工会におきましても、市が実施するさまざまな事業、例えば、ビジネスマッチングフェアでありますとか、創業支援の取り組みでありますとか、そういった事業に協力していただき、一緒に連携してやっている部分もございまして、市が直接ではなくても、地域活性化のためというようなことで、摂津まつりであるとか、まるごとマーケットであるとか、いろんな事業に参画していただいているというようなことでございます。

そういう中で、商工会が実施される事業というのは、市の行うべき商工業の振興施策というところと共通する部分があるということで、従来からも、また今後も商工会と連携を図りながら、協力を得ながら事業を行うことが効果的、効率的であるということで考えておりますので、その商工会に財政面も含めて支援することが、間接的に市内の商工業者への支援になるものであるということで考えております。

○上村高義委員長 早川課長。

○早川自治振興課長 自治振興課に対してのご質問にお答えさせていただきます。

株式会社ビケンテクノの収益でございますが、これは10万9,394円、こちらが利益となっております。

また、小川駐車場でございますが、こちらにつきましては13万2,361円が利益となっております。

また、人件費のほうはゼロということでございますが、こちらのほうは、事件、緊急な対応を求められたときにアマノマネジメントさんが動かれますので、その分についてはサポートセンター経費、こちらを使っておられると思います。

○上村高義委員長 有場課長代理。

○有場市民課長代理 97ページ、窓口業務委託についてお答えします。

まず、コストの削減効果でございますが、委託した業務につきまして、純粋な削減効果というものにつきましては、平成24年、25年の比較ということで、700万円削減されていると。これは、委託業務の増減がない限りは、以降も700万円の効果があるものと考えております。

ただ、先ほど、旅券事務が追加されたと申しましたけれども、この間、ほかにもシステムの大規模な更新であったりとか、今年度においては、マイナンバーあるいはコンビニ交付のシステムの構築であったりと、業務量はかなり増加しております。ただ、その間も、人員の増なくやっております、このことについては、先行して委託したということで、そこで労務管理なり、業務の管理なりの労力の削減効果を新たに発生する業務に振り分けることができたと考えております。例えば、もし委託せずに直営で実施していた場合、やっぱり人員の増加は必要だったかという部分では、これは推測になってしまいますが、プラスアルファの効果はあったかと思っております。その部分について資料をお出しするというのは、推測もございますので、難しかったという意味で、先ほどご説明させていただきました。

続きまして、委託業者の利益と申しますか、委託料の内訳でございますけれども、この契約は、委託契約でございますので、契約書の中では、最終的な精算というのはございませんので、詳細な内訳までは求めていないということでございます。

ただ、業者選定当時にですが、我々も委託するに当たっては、ワーキングプアの問題は重視していかなくてはならないと思

いますので、実際に働かれる方のお給料はどれぐらいになるのかということの資料を求めております。そこでは、9割以上は人件費であるということで説明いただいております。利益ははかなり少ない状況ではございますが、この事業者の事業の設計については、摂津市単体で利益を出していくというわけではなく、ほかにもいろいろなサイトを一括管理しておりますので、そこで包括的に管理して、管理経費をいただくという形になっております。ですから、ほとんど人件費に振り分けることができるという説明をいただいております。実際、そのような形になっているかと思っております。

セキュリティのことでございますけれども、職員の交代というのは、責任者の変更がこの業務期間中ございましたけれども、それ以外の方については、着任当初からずっと働かれている状況でございます。当然ながら、守秘義務につきましても、別途秘密保持契約書というのを結んでおまして、そこで対応していただいているかと思っております。

その他のセキュリティにつきましては、選定当時からISMS、情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得した団体を対象に選定しておりますので、それに基づいて、例えば、社員のセキュリティ教育であったりとか、定期的に内部監査、事務監査もやっております。そこで洗い出されたリスクの管理というのを、我々も毎週定例的に、会議を持っておりますので、その場でリスクの評価なりをしていって、改善に向けるということでございます。今後も、ISMSに基づきまして、PDCAサイクルに乗せて、随時セキュリティを向上していくという取り組みを継続していくよう努めます。

今後、マイナンバー等も取り扱いがござい  
ますので、その辺は改めて強化というか、  
重視してまいりまして、今後とも努力して  
いきたいと考えております。

○上村高義委員長 谷内田課長。

○谷内田市民活動支援課長 それでは、8  
8ページ、コミュニティプラザ費の指定管  
理業務の件につきまして、その詳細を再度  
説明させていただきたいと思ひます。

コミュニティプラザ費については、前年  
と比べますと、2,900万円ほど増額に  
なっておりますけれども、先ほども、項目  
を上げてご説明申し上げましたが、概数を  
つけ加えてご説明させていただきたいと  
思ひます。

この2,900万円のうち、修繕料の増  
加が前年比で約440万円ございました。  
さらに、指定管理者に入っていただくため  
の事務所の備品として120万円、それか  
ら、光熱水費の増加が50万円、それと、  
保健センターで行っておられました監視・  
警備の業務をコミュニティプラザ一体で  
執行したことによる増加が500万円、そ  
れと、消費税及び地方消費税の税率増に伴  
う増加が250万円、それと、26年度、  
臨時職員、非常勤職員については、4名の  
予算計上を行っておったんですけれども、  
1名、所用により継続が困難ということに  
なりまして、その1名分を施設管理公社か  
らの研修生受け入れという形で賄いまし  
たので、その分、予算執行がございません  
でした。この分が250万円となっております。  
これらを足しますと、1,640万  
円になろうかと思ひますけれども、それに  
加えて、先ほども申し上げましたように、  
一般管理費で予算執行を行っておりました  
正規職員の人件費、これにつきましては、  
正職1名、700万円と仮定いたしますと、

その2名分の1,400万円、これを全て  
足しますと、1,640万円足す1,40  
0万円で3,040万円になろうかと思ひ  
ます。これと、コミュニティプラザ費の前  
年比の増額分2,900万円ほどと同じぐ  
らいの金額になってこようかと思ひます。

そういった面では、経費については、指  
定管理者導入によって増加になったわけ  
ではなく、一方で利用者の利便性向上、こ  
れが実現されておりますので、費用対効果  
の面からいけば、プラスに働いていると認  
識している次第です。

○上村高義委員長 東澗参事。

○東澗保健福祉部参事 決算書106ペ  
ージ、女性や子どものホームレスについて  
お答えします。

平成27年3月の北摂地域全体でのホ  
ームレス数は29名で、うち2名が女性で  
ございます。なお、子どものホームレスに  
ついては確認しておりません。本市におき  
ましては、現在、女性のホームレスが定着  
している状況はございません。

なお、巡回相談事業の展開に当たりまし  
ては、新しい状況など、変化があった場合  
は、定例的な報告以外に、随時、大阪府社  
会福祉協議会のほうから報告が入ります  
ので、連携を密にした中で支援を進めてお  
ります。女性のみならず、ホームレスが発  
生した場合は、迅速かつ丁寧に支援を進め  
ていきたいと考えております。

次に、身元不明者の状況でございますが、  
現在1名の方を市内の福祉施設で保護し  
ております。この方につきましては、大阪  
府警本部の身元不明迷い人台帳に登載し  
て、手がかりを探している状況でございま  
す。なお、平成26年度中には、行旅死亡  
人は発生しておりません。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 それでは、決算書 132 ページ、検診に関してのご質問にお答えさせていただきます。

セット検診につきましては、予約の申し込みが大変多いと聞いております。そこで、平成26年度については67回であったセット検診の回数ですが、27年度、今年度からは77回ということで、10回増加をして、できるだけ多くの方にご受診いただけるような対応をしております。また、乳がん検診と子宮がん検診につきましても、二つの検診が別々の日の設定が多いですが、同日に二つの検診にご受診いただけるように設定をするなどの工夫をしまして、できるだけ市民の方の受診につながるような体制の整備に努めているところで

○上村高義委員長 豊田次長。

○豊田生活環境部次長 それでは私からは、決算書140ページ、ふれあい収集に関します2回目のご答弁を申し上げたいと思います。

先ほども、委員のご指摘のとおり、ふれあい収集については、私ども、大変重要な業務だと思っております。業務については、以前から申し上げていますように、民に任せるものは民、職員がしなければならないものは職員と考えております。この業務につきましては、大変重要な業務と担当としては考えておりますので、今後とも職員で対応していきたいと考えております。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上生活環境部参事 先ほどのモデルルーム改修の件について、答弁漏れがございましたのでさせていただきます。

入札をせずに、なぜ負担金か、負担金の中身はどうなっているのかというようなことだったかと思うんですけれども、この

ことにつきましては、先ほど負担金とした経過というのはご説明させていただきました。この負担金の額についてなんですけれども、この工事の工事業者については、保育所の工事を平成26年2月に7者が入札して、施工業者を決定されております。これに準じて、一体的に行うこと、2階部分、3階部分、商工会、市の所有部分、別々にするよりも、当然、同時期に同じようにやるのが財政的にも、工期的にも、効率的だということで、保育所の工事を落札された同じ業者に、保育所の落札の率に応じて、3階部分についても予定価格をその率で計算して、保育所の業者と随意契約を商工会がされたと。そこに対して、市の面積部分といいますか、案分しまして商工会に負担金としてお支払いしたということになります。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 3回目の質問をさせていただきます。

南千里丘のモデルルーム跡地に関しての問題です。家賃とかそういうものについては、規定どおりだと、妥当な金額と考えているということでご答弁いただいたんですけれども、市民の一般的な感覚では、今のお話は妥当だとはなかなか思えない内容だと思います。あれだけのスペースがあれば、何十万もかかるんじゃないのかというのが普通考えることだとは思いますが。

それと、共益費の分については、今後考えるのだというようなお話ですから、今後の展開を見させていただきたいと思うんですけれども、ただ、トイレや階段だけを掃除したら共益費は要らないと、そういうことではないと思うんです。現実には、施設管理業務委託料が摂津市には700万円発生しているわけですから、そこをどうし

ていくのかということは、しっかり、これから考えて、答えを出していただきたいと思います。

それから、入札逃れではないというようなお話でした。しかし、あくまで保育所が入札をされたわけであって、摂津市としてその業者を選んでいるわけではないわけです。そこについては、きちんと公平性、透明性、私たちのチェックということについても、ただ負担金を払いますということでお金を動かすというだけでは、だめなんじゃないかなと私は思います。摂津市が、やっぱり随意契約ではいけない、入札でないといけないという金額が決まっているわけですから、これは摂津市の建物なんです。商工会や保育所の建物に、摂津市が場所を借りるわけではないです。あくまで摂津市が、そこについてきちんと責任を持つべき内容だと思います。もちろん、全く摂津市のお金が動かない、空の中に、それぞれが内装とかをされて、その分をそれぞれが発注される、これならわかります。だけど、そこに摂津市の税金も絡んでいくということになると、これは違うんじゃないかなと思います。

全体像が、私も資料を請求したんですが、いまだにはっきり見えないわけです。その中身が本当に正しいのかというチェックも、まだしっかりとはできない状況にあります。

このモデルルーム跡地の整備に関する協定書の中では、改修工事、占用のところはそれぞれで、共用部分の費用は2分の1を負担するとなっているわけですがけれども、3階の面積779.45平方メートル、市の占用はこのうちの32%です。共用の部分16%、商工会の部分が52%、この共用部分を半分に割るとすると、8%ず

つですから、市の負担が40%、商工会が60%です。摂津市の資料としては、どんな工事だったのかという全体が出てきていけませんので、商工会の特別会計という資料をいただきました。これは産業振興課を通じていただいたんですけれども、ここで、総支払額、商工会がされている分が1億1,026万7,428円、摂津市分として5,119万3,800円となっているんですけれども、その総額を40と60で割りましたら、摂津市の分は4,410万6,971円に私の計算ではなるんです。700万円からの差が出てきます。これは摂津市からの資料がないので何とも言えませんが、先ほどのお話の面積で割って案分するんだと、共用部分は2分の1というのは、この協定書の中にうたわれていますので、計算をすると、金額の差が出てくるんです。これは、やっぱり不透明だと思うんです。きちんとした資料を出していただきたい。それが一つです。こういう不透明なやり方というのは、やはりおかしいのではないかとということを申し上げます。

それから、先ほどから家賃の金額についてのお話もありましたけれども、商工会は、いまだに学園町に自社ビルをお持ちです。この自社ビルは、条例によって、先ほどおっしゃっていた商工会法で認められているところは、固定資産税に関しては非課税であるということになっています。それはでも、商工会の事業の用に供した場合の固定資産税が非課税なんです。ところが、9月に業務をこちらの南千里丘に移転してこられにもかかわらず、そこから後の固定資産税もずっと非課税扱いなんです。これは固定資産税課に聞きました。民生常任委員会の範囲ではないとおっしゃるかもしれませんが、商工会が独自に、勝手

に移転されて、そういう間違いが起きたということでは今回ないわけで、この移転に関しては、市がしっかり話し合っていてやっているにもかかわらず、移転した後も非課税措置がずっと取り続けられているということに関して、どうなんですかと、固定資産税課に聞きましたら、古いビルで商工会としての事業を展開されているのかどうかということについて把握していなかったというお話だったんです。今からしますと言われるんです。これはおかしいんじゃないですか。

これは、ただ単に、固定資産税のほうがおかしいというだけではなくて、摂津市は、先ほどから商工会に、摂津市の中小企業のためにいろいろ役割を果たしてもらっているところなんだから、応援もしたいとおっしゃっています。私は、そのことについて、何も悪いと思っておりません。補助金も出しておられますよね。ちゃんと法律や条例に基づいて、要綱もつくって、補助金も出しておられる。このことは、もちろん、それはそれでやっていただきたいことです。しかし、この補助金を出しているところについては、その業務の中身について、摂津市に対して報告すべきだということも書いてあるわけです。だから、先ほど、私は特別会計の話をしましたけれども、商工会は、産業振興課にそういうものも出しておられると思うんです。特別会計だけじゃなくて、年度の終わったときには業務の報告をされていると思うんです。そういう中で、以前のビルをどうするのかということは、しっかりと産業振興課としてもつかんでおかないといけなかったことではないんですか。業務実態がはっきりしていないままに非課税措置をして、もう1年以上たちますよ。27年度も非課税です。これ、そ

のままにしていいいんですか。先ほどから条例とか規則などを用いて、家賃などは妥当だというようなお話だったと思うんです。こちらのほうは、それを引っ張ってきて安くするけれども、もう片方のほうは、非課税措置が本当に妥当なのかどうなのかということのチェックすらもしていない。この問題について、今までどう考えておられたのか、お聞きしたいですし、今後の対応もお聞きしたいと思います。

ちなみに、市の商工会から出されている一般会計の光熱費、家屋費ということで、電気、水道、ガス代とか、そういう部分について、25年度は132万3,453円計上されておられて、26年度は140万4,476円、10万円もない差で計上されているんです。これは、以前のビルにいたのが9月で終わって、南千里丘に変わったと、だから、水道光熱費が少しぐらいの差で済んでいるんだと思っていましたけれど、もし仮に、以前のビルで業務をそのままやっぱりやっておられると、非課税であって当たり前だと言うんだったら、これ、もっと、水道光熱費が上がってきて当たり前ですよ。あれは電気代だけですけれども、先ほどの一般会計の歳入にも商工会の分も入っていると思います。これ、四十何万ぐらいあると聞いていますよね、これ、電気代だけですよね。水道代は自分らで払っておられるわけですよ。そういう、いろんなものを積算したら、ちょっとこれおかしいんじゃないですかと、私は言いたいです。ぜひ一度、しっかりと調べていただいて、これは商工会だけに問題があるのではなくて、摂津市が一緒になってこの移転ということをやってきたわけですから、責任を持って、これについて決着をつけていただきたいと思っています。



非営利の団体ということです。私もそのように認識をしております。しかし、いろいろ協力もいただいているということでした。施設運営委託料、創業セミナーというのを、これは摂津市のスペースである南千里丘の別館のお部屋、そこで創業セミナーをされていると、それについて委託料をお支払いしているということでした。これも、商工会の会計報告を見てみますと、摂津市から24万円、商工会に入っている。1万1,000円は保育料で、別のところに入ったというお話でした。商工会の摂津市からの受託事業の支払いですが、24万円じゃなくて、19万2,501円ということで、その差額は、商工会の手数料として、商工会の会計の中にそのまま納められているというご説明がありました。摂津市の委託事業で、商工会が自分のところの実入りとしてとっているということです。こういう関係で正しい関係なんですかね。それで、なおかつ、そうやって家賃は安くして、共益費はなくして、摂津市の税金であそこに委託管理をして、持ち出しはよくわからない、不透明なままで出されるということで、これで本当にいいんですかね。

私は、摂津市の中小企業のために、中小企業だけじゃないんでしょけれども商工会は、商工業の発展のために商工会に頑張ってもらって、応援してもらおう、これ、結構だと思います。だけど、商工会の本体そのものを応援するんじゃなくて、そこから、やっぱりどれだけ事業所にいろんなことを提供していただくかということに頑張ってもらって、不透明なやり方で援助をするというのは、これはおかしいんじゃないかと思いますので、このところをしっかりと正していただきたいのと同時に、まだいただいていない全体のよ

くわかる資料もいただきたいと思います。

それから、産業振興課にかかわって、ほかの部分はわかりました。中小企業への努力というのは、異論もありますけれど、頑張ってもらいたいと思いますので、また、それは今度の機会にお話ししたいと思います。

それから、コミプラに関しても、今のお話で大体中身がわかりました。きちんと、これからもそういう報告をしていただければと思います。

窓口の業務委託のほうも、ワーキングプアの問題を重視しているということで、そこは非常に私たちも賛同するところです。業務の中身をしっかりと、個人情報の問題もありますので、頑張ってもらいたいなと今思っています。

ホームレスですが、大変な時代になってきています。しっかりと見守っていただきたいと思います。行方不明の高齢者の方などもふえているということで、本当に大変な事態が進行していると思いますので、よろしくお願いします。要望です。

それから、ビケンテクノやアマノの利益というのでもわかりました。これについても、きちんと資料の点検とか、それから摂津市の評価ということも兼ねて、またいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。これも要望です。

乳がん、子宮がんの検診ですが、ぜひ、これから同日でできる回数をふやしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。要望にしておきます。

ふれあい収集、職員の力でということで伺いました。ふれあい収集に限らず、やはり職員でなければできない仕事がありますので、これもぜひ今後とも頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いま

す。

南千里丘の問題については、もう一回答弁をいただきたいと思えます。

○上村高義委員長 山田次長。

○山田生活環境部次長 南千里丘モデルルーム跡地の件ですが、土地、建物につきましては市の所有ということになっております。

我々産業振興課のほうで所管しておりますのは建物のほうでございまして、建物の2階部分につきましては、これは教育委員会から社会福祉法人桃林会に普通財産の貸与ということで対応しております。ですので、貸付収入についても教育委員会のほうで歳入をされていると。

それから、3階部分の商工会の事務室については、産業振興課のほうで、これも普通財産ということで貸し付けを行っております。収入しているという形になっております。

それから、産業振興課が直接管理しております部分、3階の一部がございまして。そのほかに、共用部分ということで、1階のエントランスホールでありますとか、階段部分でありますとかについては、共用部分ということになっております。

細かい工事費の内訳等については、後日、資料のほうを提出させていただきます。

それから、旧の商工会館について、どう把握しておられるのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、商工会から聞いておりますのは、基本的に新しいところに移っているんですけれども、一部、会議等で使用することがあったりとか、それから、事業者の集団健康診断のときに会場として使ったりということで、引き続き商工会が保有している建物で、最低限の光熱水費等も支払いされているとは聞いて

ております。ただ、使用の頻度はどれぐらいかということまでは、私のほうでは把握しておりません。今後どうするかについては、いろいろと情報交換等はしているんですけれども、まだ具体には決まっていないうございまして。このあたり、今後も情報収集を密にしていきたいと思っております。

それから、運営委託ということで、創業支援のセミナーを委託しました。差額が出て、それが利益になっているんじゃないかということでございましてけれども、手数料部分については、当然、セミナーの委託ということで、委託料をお支払いしまして、そこから、講師の方への謝礼であるとか、必要な事務費という負担はあるんですけれども、その差額は、商工会の職員が企画をしたりとか、受け付け事務であったりとか、当日の会場での仕事がございますので、いわゆる商工会の職員の人件費に充てられているということですので、それで利益を出しているということではございません。

そういうことで、また資料については、後日、提出させていただきます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 非常に不透明な思いがまだぬぐえません。

商工会が会議に使ってまうとかっていうことだけではなくて、きちんとした調査をやっぴりすべきだと思います。必要最低限の水道光熱費と言われますが、それは調査をしてからのお話だと思いますので、きちんとそこはしてください。事業の用に供しているときちんと認められるほどの頻度でやっているのか、健康診断は1年に1回と聞いています。そこについて、やっぱり市民に納得のいくような形のご説明が

必要だと思しますので、きちんと調べて、また後日で結構ですので、それも教えていただきたいなと思います。問題があったんだったら、ちゃんと課税をして、税金をいただいたらどうですか。そう思しますので、よろしくお願いします。

こういう問題が起きてくるというのは、これは、私らが今言っているから、どうでしたかって聞いておられる感じがするんです。固定資産税もそうですけれども。そうではなくて、やはり非課税の申請も出なかったという話ですので、日ごろからのそういうことについてのきちとした対応、なあなあではなくて、やっていくべきじゃないのかなと思います。

セミナーのお金も、人件費相当と言われますけれども、人件費補助の名目で500万円ほどの補助金を商工会に既に出しておられるわけじゃないですか。その上、まだ人件費としての差額というのは、これはちょっと違うんじゃないのかなと。府からも、かなり大きな金額、4,000万円ぐらを商工会はいただいていますよね。摂津市のために協力してくれるとおっしゃっているなら、別に差額をとらなくてもやってもらったらいいんじゃないですかと私は思いますけれども、そこに関しても、しっかりと商工会とこれから話し合っていたいただきたいなと思います。

それから、千里丘の整備費のことです。これは、やっぱり5,000万円からのお金を動かす、しかも、その建物は摂津市の持ち物、土地も摂津市の持ち物、なのに、入札は保育所がやっていて、摂津市は負担金ということで、どこが選ばれたかということに、きちんと市民に説明責任を私らが果たせないような形でやっている。これは、このままそうですかというわけにはいか

ないと思しますので、まず、その中身がしっかりわかるものを出していただいて、これから、どんなふうに私たちも考えていくのか、研究させていただきたいと思しますので、よろしくお願いします。

○上村高義委員長 資料については、ぜひ提出いただきますようによろしくお願います。

増永委員の質問が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 本日、決算委員会ということで、先ほど、午前中からの質疑もございました。事業名等は若干かぶるところがあるかもしれませんが、質問の内容を変えながらやっていきたいと思します。

まず初めに、基本的には担当課別にいきたいと思しますので、決算書なり、決算概要なりが前後することがあるかと思しますが、ご容赦をお願いしたいと思します。

まず初めに、決算書の30ページで、歳入のところなんですが、目1の民生費負担金という中の社会福祉費負担金ということで、収入未済額が前年度の決算と同額だと思うんですが、9万7,845円が計上されています。この内容について、同じ方の未済額なのか、そのあたりをお聞きしたいのと、同じ方だとすれば、この1年間どういう対応をされてこられたのかお尋ねしたいと思します。

2点目ですが、決算書の110ページで、午前中も議論がございましたけれども、ライフサポーター業務委託料であります。先ほどの質疑の中で、サポーター3名とか、人数とか、訪問の回数とかお聞きしました予算からすれば、140万円ほど減額になっているかと思しますので、その減額の中身、理由をお尋ねしたいと思します。

3番目が、決算書の同じく110ページ

で、老人福祉費の中で、住宅改造費用助成費がありまして、予算は400万円だったんですが、決算が87万8,000円で、この執行率がかなり低いと認識をいたしましたので、この予算との差をどう捉まえておられるのかお尋ねしたいと思います。

決算概要の72ページで、社会福祉総務費の介護予防活動促進事業があります。決算では、約944万9,000円で上がっていると思います。介護予防事業では、さまざまなことをされていると思うんですが、運動指導の習得状況というのですか、指導員とかの指導等もあるかと思うんですが、資料を見てもみますと、各団体への雇用関係を促進していくとかいうこともあるかと思っておりますので、指導員の習得状況と、団体の雇用状況、26年度を終えてどうなったかお尋ねしたいと思います。

次に、高齢介護課の分ですが、決算概要の74ページで、目2の老人福祉費で、認知症・介護支援事業というのがあると思います。この中で、認知症サポーター養成講座の実施があったかと思っておりますけれども、実施された内容について、どういうものがあったのかと、実施をした結果について、どう認識をされているのかお尋ねしたいと思います。

次に、保健福祉課になるかと思っておりますが、決算書の30ページ、歳入の部分なんですが、目2民生使用料で、ちびっこ広場用地使用料というのが書いてあります。前年度と同額ですが、この使用料の内容、1点お尋ねをしたいと思います。

次は、決算書歳入で38ページ。午前中もこのがん検診のことでいろいろとご議論があったかと思っておりますけれども、国からの歳入の分なんですが、がん検診の推進事業補助金が予算に対して減っているんで

すが、受診者数のことかなと思うんですが、確認を含めてご答弁をお願いしたいと思います。

歳出ですが、決算書の132ページで、これも保健福祉課になるかと思っておりますが、前立腺がん検診委託料につきまして、予算からすれば、金額からすると半分強ぐらいまでに下がったと思いますので、この理由をお尋ねしたいと思います。

次に、決算概要の70ページで、目1の社会福祉総務費のコミュニティソーシャルワーク事業というのがあります。各中学校区に配置だったと思うんですが、決算からすれば、約650万円ほど使用したことになるかと思っておりますが、その中で、地域内の連携とか、ネットワークづくりについて、この決算を終えてどのように認識されているのかお尋ねしたいと思います。

次に、障害福祉課になるかと思っておりますけれども、決算書の114ページでございます。障害者雇用補助金というのがあるかと思っております。予算では、約200万円近く計上されていたと思うんですが、決算では60万円で、事務報告を見れば、重度の方の雇用がお一人だったと書いてあったかと思っておりますけれども、この辺の認識の差、予算をこう計上したけれども、現実はどうだったということで、どう捉まえておられるのかお尋ねしたいと思います。

次が、生活支援課になるかと思っております。先ほどもございましたけれども、ホームレスの自立支援事業で、主任相談員1名、副主任の方が1名、巡回相談員が1名と、3名の方で、河川等々を巡回しながら、そのときにホームレスの方がおられれば、その後、病院関係だとか、つないでいくということで言われておられました。また、相談件数も先ほどの質疑の中でございました

けれども、決算を終えて、この金額も踏まえて、この金額がほぼこの方たちの人件費になるかと思うんですが、ほかの委託金とか、ほかの事業も見れば、仕事の内容とか、量によって精算したりとかいうこともあったかと思うんですが、この事業が、相談の件数がふえたりとか、減ったりとかいうことで、この委託金の増減がない制度なのか、その中身を教えていただければなと思います。

次は、決算概要の90ページでございますけれども、生活保護の関係で、レセプト点検事業があります。これも、予算から見れば、執行率100%であったかと思うんですが、どういう内容であったのかお尋ねをしたいと思います。

決算書の歳入面ですが、環境業務課になるかと思えます。34ページであります。塵芥処理手数料の収入未済額が68万9,940円計上されていると思えます。前年度も約75万円の計上があったかと思うんですが、これの内容と、これについてどういう対応をされてこられたのかお尋ねをしたいと思います。

決算書の56ページ、歳入で、資源ごみ売却収入があると思えます。予算よりも倍近い収入に決算ではなったのかなと思えますけれども、この理由をお尋ねしたいなと思えます。売却の単価とか、いろいろと変動する面があるので、単価が変動したというようなこともあるかと思えますけれども、全体的な内容をお尋ねしたいと思います。

環境政策課になるかと思えますけれども、歳入の面で、決算書の46ページです。グリーンニューディール基金市町村補助金というのがありまして、予算で5,000万円ほどの府からの10分の10の歳

入予算ではあったかと思えます。決算では3,500万円で、これは入札額との差額になってくるかと思うんですが、その確認も含めてお尋ねをしたいと思います。

次も、環境政策課でありますけれども、決算書の134ページで、自動車騒音常時監視分析評価委託料というのが、予算では70万円と書いてありまして、26年度の決算を終えて、この分析評価の内容についてお尋ねをしたいと思います。これは、もう約3年前ぐらいですか、府から市の業務になったかと思うんですが、その評価の内容をお尋ねしたいと思います。

次の産業振興課の分で、決算書の56ページのところでございます。歳入ですが、市民農園利用料が書いてありますが、その内容をお尋ねしたいと思います。

もう一つは、決算書の136ページのところだと思えますが、市民農園の設置委託料とか、看板設置委託料、これは決算で、確かゼロになっていたかと思うんですが、多分その執行をしなかったからかと思えますが、理由をお尋ねしたいと思います。

決算書の148ページ、これも産業振興課になると思えますが、地域活性化プレミアム商品券交付金、決算で2,668万円ほどあったかと思えますけれども、このアンケートをとられていたかと思えますが、それで市民の声がどうだったのか、その認識をお尋ねしたいと思います。

最後になるんですが、産業振興課の分で、先ほどもございましたけれども、企業立地奨励金の件について、これは、3年目になるかと思えます。件数なり、また金額なりもふえてきているかと思えますが、決算では、22件で5,776万3,281円であったかと思えますが、これをどう捉まえ

ておられるのかをお尋ねしたいと思いません。

○上村高義委員長 答弁を求めます。

鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、五つの質問にご答弁申し上げます。

まず、決算書30ページ、9万7,845円という収入未済額の件ですけれども、これにつきましては、老人保護施設入所負担金の収入未済額であります。前年度の決算書に記載されているとおり、同一人物の方のものでございます。

具体的には、平成22年10月に、同居する娘婿から虐待を受け、警察が介入し、母子はシェルターへ保護され、高齢者のご本人が特養への緊急入所の措置となりました。翌年、所得状況から、徴収金が発生しましたが、納付がなく、督促、催告を行ってまいりましたが、今日に至っております。25年度に娘とは連絡がとれなくなる中、ご本人は他市へ転出し、他市で生活保護を受ける状況になりました。追跡調査で確認できたわけですけれども、そういう状況の中で、他市の生活保護担当者と納付について相談を進めてまいりました。一定の理解をいただいている中、翌々月にご本人が亡くなりました。こういう経過から、他市での生活保護の措置が解除となり、結果といたしまして、老人保護施設入所負担金9万7,845円が収入未済のまま続いている状況でございます。

担当課としましては、今後の対応といたしまして、本人が死亡、家族が離散、また虐待での身元調査追跡など、非常に困難な要件であることから、23年度の督促の送付日を起算日としまして、5年間の経過から、28年度を締める時点で不納欠損を検討する考えに至りました。この処理方法に

つきましては、弁護士との相談、助言に基づいて進めている最中でございます。

2番目に、ライフサポーター業務委託料につきまして、ライフサポーター業務委託料が減額になっている理由についてというご質問かと思えます。

ライフサポーター事業は、社会福祉協議会に委託いたしまして、3人の方を雇用していただいで、見回り事業を行う取り組みでございます。高齢者の見回りを進めていく中で、予算と実績との支払額の差分ですけれども、まず、委託事業で、経費の精算を行う契約内容になっております。実際にかかった人件費をもって精算する契約内容になっており、当初、社会福祉協議会のほうからいただきました見積もりで契約いたしまして、後日、事業が終わった時点で、支給されている人件費等の実績額を頂戴いたしまして、その差分を不用額として納付していただくものとなっております。

3番目に、決算書110ページ、住宅改造費助成費の予算額400万円と決算額の87万8,000円との差をどのように認識しているかにつきましてご答弁申し上げます。

住宅改造費の助成費は、高齢者の住宅改造を支援し、在宅で長く生活していただくために取り組んでいる事業でございます。一方、介護保険給付の住宅改修も利用されておりまして、介護保険のほうでは、平成26年度に312件、金額で申し上げますと2,942万5,978円を市が負担いたしました。こういう状況の中、一般会計で計上しております住宅改修費用助成費は、3件で87万8,000円の実績にとどまりました。しかしながら、住宅改造費用の助成が、21年度では475万2,000円の実績があり、24年のときには1

0件として215万8,000円の実績がありました。それ以降、実績額は下がっているわけですが、予算計上するに当たりましては、1件当たりの金額が高いことから、件数の把握を読み違えると、すぐに予算が不足となることから、一定、21年度の475万2,000円を参考に、400万円を計上していることとしております。ですから、件数が少ない場合は予算残額が多く発生することは、担当課としても認識しているところでございます。

4番目、決算概要72ページの介護予防活動促進事業に係ります運動指導の習得状況と団体への雇用状況につきましてご答弁申し上げます。

介護予防活動促進事業は、国の緊急雇用創出基金を活用し、市内のNPOに委託しまして、今後、需要が拡大すると思われる分野の介護予防についての学習をしていただき、健康を促進するための体操指導ができる運動指導員を養成しまして、地域の事業所等に雇用していただき、摂津市民の介護予防の推進に協力していただくという考えの事業でございます。

具体的には、市内のNPOに4人を雇用していただきまして、その方に35回の座学の研修と実習を取り入れて、運動指導員を養成するものです。また、事業終了後の雇用条件につきましては、当初4名の方を雇用していただきまして、事業終了後、その4名の方のうち2名を継続して雇用していただきました。雇用率が50%となったこととなります。この基金事業の目標とされる雇用率が50%と決められていることから、本市としましては、目標を達成できたものと考えております。

五つ目、決算概要74ページ、認知症・介護支援事業にかかわります認知症サポ

ーター養成講座の開催の内容と市の認識についてのご答弁です。

認知症サポーター養成講座は、認知症を正しく理解していただき、認知症の方や家族を温かく見守る応援者になっていただくという目的を持った事業でございます。特に、サポーターとして活動していただく事業ではありません。

養成講座につきましては、基本的に年4回の認知症サポーター養成講座を行っておりますので、講座内容については、認知症についての基礎的な話し方や認知症の方との接し方、また認知症の予防についての講座を開催しております。

市の認識としましては、講座終了後のアンケート調査によりまして、認知症の実態がわかった、勉強になった、話し方が少し身についたなどの感想をいただいております。認知症を理解していただく普及が徐々に広まってきているものと、担当課としては認識しているところでございます。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 保健福祉課にかかわりますご質問にご答弁させていただきます。

まず、1点目でございます。決算書30ページ、ちびっこ広場用地使用料についてでございます。

本使用料につきましては、千里丘東4丁目ちびっこ広場におきまして、ガスを埋設しております。その占用使用料となっております。

それと、もう1点、決算概要70ページ、コミュニティソーシャルワーカー事業についてでございます。決算の状況を見て、地域内の連携、ネットワークづくりの内容と認識についてお答えさせていただきます。

まず、地域内のネットワークづくりにつきましては、摂津市内の五つの中学地区に地区民生児童委員協議会があるんですけれども、その会議等に出させていただきます、民生委員から、福祉にかかわるお困りごと等をお聞きして、福祉の制度等につなげるというような形でのネットワークをとらせていただいております。

そのほかには、旧12の各小学校区で、校区福祉委員会の活動を行なっております。そのサロン活動にご参加させていただきまして、ここでもボランティアの方々等から、地域の困りごとをお聞かせいただく。または、高齢者の方がサロン活動にご参加いただいておりますので、直接の課題をいただくというような活動で、連携をとらせていただいております。

そのほかに、26年度におきましては、庄屋町会で要援護者台帳、要援護者の支援の制度の検討がありまして、この部分につきましても、防災管財課、本課のコミュニティソーシャルワーカーが出させていただいて、一緒に地域の新たな災害時の要援護者の救助のシステムを検討させていただいて、構築させていただくという形になってございます。

ネットワークづくりでございますが、これは庁内になりますが、現在、福祉の課題というのは、例えば、DVだけじゃなくて、そこには健康問題であるとか、経済的な問題、重層的に福祉の課題が重なっている部分がございます。これは、一つの課じゃなくて、複数の課にまたがって検討をする必要がございますので、これは個々の課が集まって、そのコーディネイト役としてコミュニティソーシャルワーカーに活躍いただいているというような状況になってございます。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 それでは、私からは、保健福祉課に係ります2点のご質問にお答えいたします。

1点目は、決算書の38ページ、がん検診推進事業補助金の減額についてです。

がん検診推進事業の補助金につきましては、子宮がん検診については20歳、乳がん検診については40歳の節目となる方の検診費用や、それに係ります経費について補助があるものです。当初の見込み人数よりも受診者がそれぞれ少なくなったために、補助額が減少したものとなっております。

続きまして、決算書の132ページ、前立腺がん検診委託料の減額についてです。

前立腺がんの検診については、保健センターで実施する集団検診と、個別医療機関で実施する個別検診があります。この委託料については、個別検診の委託料となっております。当初、25年度については、206名の受診者がありまして、予算の段階では300名を計上しておりましたが、結果的には10%の増加、229名と、受診者が少なかったため、委託料についても執行額が低くなっております。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、障害福祉課に係るご質問についてご答弁させていただきます。

歳入歳出決算書114ページの障害者雇用補助金についてですけれども、決算としてはお一人分で、予算との違いについてのどのような認識をしているのかということなんですが、障害者の雇用助成金という制度は、市内在住の障害のある方をハローワーク等の紹介で常用雇用した事業主に関して補助をする制度なんですけれど、そ



の前に、国の特定求職者雇用開発助成金という、同じような国の制度がございまして、その支給を受けて、その支給を満了した方に関して、継続して事業主が障害当事者をお雇いになられた場合、市として助成する制度で、事業主としては300人以下のところを対象にしておる制度なんですけれども、助成額に関しましては、重度の方に対しては月額5万円を2年間、軽度の方に関しては、月額3万5,000円を1年間なんですけれども、国の特定求職者雇用開発助成金の決定というのは、ハローワークがしておりまして、市では全くその対象の方がわからないということで、ハローワークは、この対象者の方に関しては一切教えていただけないというような状況になっております。それゆえに市は、この制度に関して、ハローワークに雇用助成金の制度がありますよと案内を送らせていただいたりとか、市の窓口等にも置かせていただいたりはしておるんですけども、なかなか実情として、その対象者の方を把握しづらくて、予算としては一定とらせていただいているんですけども、実際、申請に至るケースが違ってくるというような状況で、予算と決算との違いが出てきておるという状況になっております。

このように、就職している障害ある方の支援に関しましては、雇用主に対しての助成金という方法もあるんですけども、就業・生活支援センターという就職を支援している事業も所管しておりまして、その中で、定着支援ということで、就職された方の支援も一定割合させていただいておりますので、この制度だけではなくて、就職されている障害のある方に関しましては、別な方法でも支援させていただいているということで、事業としては考えておると

いう状況でございます。

○上村高義委員長 東澗参事。

○東澗保健福祉部参事 決算概要72ページ、ホームレス自立支援事業の効果と委託料の金額についてお答えします。

過去より、本事業は実施しており、多くのホームレスの方が脱却しております。具体的な数字では、本市の場合、平成19年度において、38名のホームレスの方を確認しておりましたが、平成26年度末には10名となっております。

次に、委託料の金額面でございますが、委員がご指摘のとおり、ほとんどが人件費に係る金額でございます。当該事業につきましては、平成16年度から実施しておりますが、従前は大阪府下、大阪市内を除いて、北摂地域、北河内、それと中河内と泉北泉南の4ブロックに分けていましたが、平成26年度から、ホームレスの減少に伴い、北摂と北河内で北部ブロック、中河内と泉北泉南で南部ブロックと市域の統合をしております。ただ、そのときに、地域を総合するだけでは事業の後退になってしまいますので、新たに副主任相談員を追加して、体制を強化して、広範囲であります。より効率的に、必要なところには集中的に事業が展開できるような体制をとっております。

次に、決算の概要90ページのレセプト点検事業でございます。

当該事業につきましては、当初予算で42万2,000円を計上しておりましたが、平成26年度におきましては、医療扶助が想定以上に増大して、レセプト件数もふえたことにより、当初予算額で賄い切れなくなり、年度中に3万8,869円を流用させていただきまして、執行率は100%という状況になっております。

具体的な内容でございますが、昨年度のレセプト点検の状況としまして、資格点検で3万4,348件、内容点検で3万1,721件で、過誤調整額は、資格審査で149件、1,445万5,542円、内容点検で388件、274万7,031円でございます。これらの金額につきましては、生活保護の医療費を管理しています社会保険診療報酬支払基金に返戻しております。

○上村高義委員長 豊田次長。

○豊田生活環境部次長 それでは、私からは、環境業務課に係ります2点の質問に対してお答えしたいと思います。

まず、決算書34ページ、塵芥処理手数料の収入未済額についてお答えしたいと思います。

塵芥処理手数料のうちの収入未済額が発生しておりますのは、2段目の一般廃棄物収集運搬処分手数料でございます。この分について、私ども環境業務課が所管しております。この分につきましては、引っ越しであるとか、家の整理をされたときに、多くのごみが発生する場合がございます。そのときに、私どもが臨時ごみとして収集させていただいて、処理をさせていただいている分でございます。その計算方法については、10キロごとに180円を掛けまして処分手数料を計算させていただいております。

その徴収方法ですけれども、計ってから請求ということになりますので、まず本人が当日おられる場合には、当日、集金にすぐに行かせてもらって、できる限りその場で完結させていただくとさせていただいているところでございます。ただ、やはり、ごみだけとっておいてくれと言われることもありますので、その分につきまして

は後日、計った分量に応じて、納付書を送らせていただいているというところでございます。その分につきまして、どうしてもご本人に会えないで、納付書を送るという状況の中で、収入未済額が発生しているというところでございます。

この対応につきましてですけれども、まずは、私どもとしましては、納付書で督促とか、催告とか、そういうことでまずはさせていただいてます。あと、それでも入らないという場合には、近くでしたら現地に赴くであるとか、電話で連絡させていただくとかいう形で納付の勧奨を行って、できる限り、未済額を減らすようにしているところでございます。

それと、2点目の決算書56ページの資源ごみの関係でございます。予算とかなり乖離しているというご質問であったかと思えます。

予算編成をさせていただくときには、そのときの売却単価を参考にして予算を構築させてもらっているのがまず1点ございます。先ほど委員からのご指摘もあったところなんですけれども、この差が発生する要因として、1番大きな要因としましては、売却単価、これがかなり予想と反していたということでございます。もう一つの要因としましては、その売却量です。これについても要因としてはあるんですけれども、これにつきましては、25年度と26年度を比較しましても、大差ない量で推移しております。その中で、若干内容に移らせていただきたいんですけれども、かなり細かく売却しております、瓶で5種類、あと、アルミ缶であるとか、スチール缶、それとスチールがら、あと新聞、雑誌、段ボール、それと古着であるとか、牛乳パック、あとはペットボトルとか、そういうよ

うな形で、かなり細かく分けて契約させてもらって、できるだけ有利なように売却しているところでございます。

単価自体は数円であるとか、多くて70円程度の契約額になっております。その中で、円単位で変わりますと、かなり、予算見積もりと実際の決算額が異なってくるという状況で、これはそのときの相場でかなり変わってくるという状況でございますので、予算の時期には翌年度のことがなかなか見込めないという状況の中で、26年度につきましては、かなり結果的にはよかったという状況になっている次第でございます。

○上村高義委員長 三浦課長。

○三浦環境政策課長 環境政策課に係る2点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、決算書46ページ、グリーンニューディール基金市町村補助金につきましては、国の再生可能エネルギー等導入推進基金、いわゆるグリーンニューディール基金に基づく、大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金を活用したものでございます。26年度に、子育て総合支援センターの遊戯室に、蓄電池を含む太陽光発電設備を導入し、コミュニティプラザに、既存の太陽光発電装置の太陽光パネルを利用した形で蓄電池を導入いたしました。

当初予算額との乖離につきましては、子育て総合支援センター遊戯室につきましては、入札に伴う差金でございます。コミュニティプラザにつきましては、見積りの概算設計と詳細設計を行った際に乖離が出たものを、さらにそこに入札に伴う差金加わったという形で乖離が出たものでございます。

続きまして、決算書134ページ、自動

車騒音の常時監視につきましてですが、この業務につきましては、地方分権一括法に基づき、大阪府が所管しておりました事務が、24年度から市の自治事務として権限移譲されたものでございます。

常時監視の対象路線につきましては、市内の中央環状線、大阪高槻線等の主要幹線道路9路線が評価対象の道路となっております。その道路のうち3路線につきまして、24時間の実測を行っております。その他の6路線につきましては、既存の交通センサス、もしくは隣接の他市の測定データを利用することで、騒音レベルを推定し、国の解析用のプログラムを利用し、評価しております。

評価方法につきましては、沿線の住宅戸別に評価をしております。平成26年度につきましては、約96%の環境基準のクリアといった状況になっております。

○上村高義委員長 林局長。

○林農業委員会事務局長 産業振興課農政にかかわるご質問にお答えいたします。

決算書の歳入56ページ、雑収入、市民農園利用料の増の理由でございますが、通常の市民農園の5月から利用開始された部分の増と、それから、新たに市民農園の形として開設しました体験型市民農園の受講料6万8,000円を含めたものが増額となっております。

それから、決算概要106ページの花とみどりの景観事業看板設置委託料の決算額ゼロと、それから、市民農園設置委託料の支出ゼロにつきましては、実際には、看板等、新規の部分がありませんでしたので執行しておりません。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上生活環境部参事 それでは、産業振興課に係りますご質問にお答えさせてい

たきます。

まず、プレミアム商品券の件でございますが、市民の声がどうだったのかというようなことでございますが、この事業につきましては、26年度については、今までの5,500円を1万セットのところ、5,000セットを販売させていただきました。それぞれの販売日に即完売ということからも、いずれも人気があると理解しております。また、前年度はアンケート等がとれていないんですけれども、助かる、よかったというようなご意見が多いと聞いております。

続きまして、企業立地の分ですけれども、この分も23年度から受け付けをしまして、24年度から実際の奨励金交付となっております。今までの実績を申し上げておきますと、24年度につきましては3社、3件、1,364万588円、25年度が11社、13件の5,064万6,705円、26年度実績としまして16社、22件の5,776万3,281円と、決算としてはなっております。

この分をどう見るかでございますけれども、市内の事業所が新たに設備投資をされる、また、市外から新規企業が進出することにつきましては、市内の雇用についても、メリットがあると思えますし、また、そこに働かれる人がふえれば、摂津市内に来られる方もふえる、また周辺もにぎわうという効果もあると思えます。反対に、この制度がなく、やむなく摂津市内から転出ということになれば、今までの固定資産税でありますとか、場合によっては市民税等もなくなることにもなりますので、それがこの事業の効果といえますか、これだけ摂津市内で事業投資をしていただいたということで、一定効果というものが認められ

ると担当としては考えております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 ご答弁ありがとうございます。

高齢介護課の分で、収入未済額の分、先ほど言われた現状というか、事情というか、お話を聞いたんですが、税金もそうだと思うんですけれども、その世帯主に請求することが基本的なことなのかなと思うんで、例えば、そのご家族の方とか、ご子息の方が払うよと言っただけであれば、それでありがたいと思うんですが、先ほど、平成28年度で不納欠損というようなことも言われておられましたので、変な言い方ですが、とれないという判断をすれば、こういう処理を早くすることも一つなのかなと。こんなことを言ったら怒られますけれども、郵便代も発生するとか、いろいろと諸経費も発生すると思うので、どこかで見切りというか、しっかり線引きをして、それなりの処理をしたほうがいいのではないのかなという思いも一方ではあります。またその一方で、使ったものは使ったものとして、しっかりと請求し続けるということも必要だと思うので、その判断を、なるべく早くしていただければと思います。これは要望としておきます。お願いします。

2番目のライフサポーターの件でございます。

午前中からの質疑で考えて、単純に対象者と訪問の件数からすれば、年に6回ぐらいになるのかなと思うのですが、異変の掌握についてお尋ねをしたいと思えます。

私も、直接ご近隣の方からお聞きをしたことですが、前日の夕方には、どんな夕ご飯にしようかなというお話をしておられた方が、朝、亡くなっておられたの

ですけれども、それを発見したのが、近所の方が、きょうはおばちゃんのところ、ごみが出ていないけど、どうしたんということと訪問されて、それで初めてわかったという、そんな事例もあったとお聞きをしておりますので、近隣とのコンタクトをしっかりとっていくとか、情報を入れていくとかいうことも必要かと思うのですが、掌握の仕方をお尋ねしたいと思います。

住宅改造の件でございます。

平成26年は3件で、そのほかといえ、この介護保険からの事業もありますよということだったと思うのですが、5次行革との絡みもあるかもしれませんが、事業をどちらか一方で行っていくとか、ある面では必要ではないのかなと思います。

同じ事業なのに、こっちの財布から出して、また、こっちの財布から出すこともあるかと思うのですが、事業内容をまた精査していただいて、しっかりと事業として、この住宅改造を行っていくというのを、明確にしたほうがいいのかと思います。これも、平成28年度に向けて検討していただければなと思いますので、要望としておきたいと思います。

介護予防の事業促進の件であります。

雇用の面でも目標の50%を達成したよということですが、やはり、目標は目標として、4名の方が指導員として受講されたということであれば、この4名の方が、そのままどこかの団体に雇用されるというのが、ベストかなと思うので、雇用のこととか、介護予防促進という面もあるので、この辺はしっかりと平成28年度は取り組んでいただきたいと思いますので、これも要望としておきたいと思います。

認知症・介護支援事業の件でございます。

接し方とか予防のことということで、講

演会を開催したということとございましたけれども、例えば、自分が認知症の予備軍になるかどうかとか、検査するシステムというのがあるそうなのですけれども、それが、ある市では、自分の行政のホームページに立ち上げて、そこで認知症チェッカーというシステムを使って、自分が簡単に認知症であるかどうかとか確認ができることもあるそうでございますので、そういう意味では、ホームページであれば自宅でできますし、利便性もあると思うので、この辺の導入についても、今後、検討していただければと思います。

介護なり認知というのは、なかなか発見しづらい面もあるかと思ったり、これから、人数的にもふえてくると思うので、こういうシステム等を使いながら、本人に少し認識をしていただくとか、家族の理解を深めていくとかもあるかと思うので、また検討していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

次のちびっこ広場の件でございます。

この占用料というのは、ずっと発生しているというようなことかと思うのですが、ちびっこ広場、市内でも各自治会等々でも管理していただいていると思うのですが、公園みどり課なんです。

ですので、これが民生常任委員会の所管で本当にいいのかと私は思うので、児童福祉法からきているから、民生常任委員会の所管になっていると思うのですが、その辺のことを、議論していただいて、どの所管で行っていくのがいいのかも含めて、検討していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

同じちびっこ広場でも、整備はこっちの課、あとの管理なり、各自治会や地域との

やりとりはこっちの課とかということが、よくないかと思うので、調整していただければなと思いますので、よろしく願いをいたします。

もう一回、がん検診の件でございます。

先ほど、答弁でございましたけれども、子宮がんで20歳とか、乳がんでも40歳の方が助成をしていただけたらということ、ありがたいなと思うのですが、先日の新聞か何かだったと思うのですが、この前も芸能界の方のニュースがございましたけれども、全国的に見れば、この乳がん検診をやらなければいけないという認識をされている方が、約90%近くおられるということなのですが、逆に、20歳代、30歳代、40歳代の方にお聞きをすると、今まで1回も受診をしたことがないという方が、半数近くおられるということもあると言われておまして、受診をしたという方は、二十数%というようなアンケートも出ていましたので、摂津市も、そんなに大きな乖離はないかとは思いますが、やはり、健康という面では、女性の方の乳がんというものも、数十年前からすれば、20人に1人だったのが、今では10人に1人、全国的になっていると思うので、しっかりと受診をしていただけたらという取り組みをお願いしたいなと思います。

それと別項目で、前立腺がんのことも質問もしましたけれども、これと同じように、受診率を高めていただけたらという取り組みなり周知、受診の場所とか、曜日とか、それもしっかりと検討していただけたら、受診の勧奨を進めていただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

C S Wの件でございますけれども、私も

いろいろと相談にいたりとかするので、私個人的には本当によくやっていただいているなと思うのです。

相談された方も、いろいろと詳しく説明していただいたと、いい返事もいただいておりますので、そういう意味では、これからはしっかりと地域との連携を深めたいいただきながら、また、民生委員とも連携も行っていただきながら、事業を進めていくべきと思うので、今、お二人だったと思うのですが、人数の件もあると思うのですが、今後もしっかりと活動をふやすことも必要なかなと思うので、お金の絡みもありますから、しっかりと検討していただければなと思いますので、よろしく願いをいたします。

障害者雇用の件でございます。

ハローワークで直接やっているからということだと思うのですが、これも例えば、産業振興課と一緒に連携をしていながら、障害者の方の雇用をふやす取り組みも、今後進めていただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

ホームレスの件でございますけれども、ホームレスの方も、しっかりと命を守っていくとか、そういうことも必要だと思うので、これから、どこが事務局になっていくかということがあるかと思うのですが、しっかりと、これも取り組みをお願いをしたいと思います。また、このホームレスになった方に対して、いろんな取り組みなり、医療機関につなげていくということもやっていながら、自立支援というのは、一番の目標だと思いますので、その自立支援となるように、しっかりと、とことん手を添えていただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

生活支援課の分で、レセプト点検の分で

あります。

数字でのご報告もいただきましたけれども、例えば、レセプトを見て、これは少し過剰じゃないのかということ、ないことに越したことはないのですけれども、現実にもそういうことがあれば、どういった形で指導をするのか、お聞きしたいなと思います。

環境業務課の収入未済額の件であります。

この金額でいけば60トンぐらいになるのでしょうか、かなり大きな数字なのかなと思うので、お金を後からというのではなくて、先にもらってから、処分していくシステムというか、制度上も今後、検討していかなくてはいけないのではないのかと思いますので、これが収入未済額にならないようお願いをしたいなと思います。

資源ごみの件でございます。

収入がふえたということは、本当にいいことだと思いますし、単価といえばそれまでですけど、職員もそこそこ頑張っていたのではないかと思います。

これもちょっと聞いた話なのですけれども、資源ごみを出す日に限って自転車で来られる方も見受けられるのです。収集といたらおかしいのですけれども、そういう方と地元の方で、けんかではないけどやりとりがあったというのを、ちょっとお聞きをしているのですが、そういうことにならないように、条例をつくったらどうかという話もあるので、それはそうとして、そういういざこざにならないように、地元と資源ごみを出す場合の説明とか、いろいろやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

グリーンニューディールの件は、確認がわかりました。これからもお願いをしたい

なと思います。

自動車騒音の件ですが、今、この分析評価を、府とか国とかにされるとは思いますけれども、その結果を見て、市としてどうするか、対策を何か打たなくてはいけないとか出てくるのではないのかなとは思いますが、そういう面で、市としてその結果を見て、いろいろと対策を検討していただくようお願いをしたいなと思います。要望としておきます。

市民農園の件であります。

新たな体験型市民農園ができたということであったと思うのですが、開設状況をお尋ねをしたいなと思います。

産業振興課の市民農園の設置委託料とか、看板設置料についてはわかりました。

今後また、私もそうですが、この市民農園を個人でやっていきたいとかありますので、検討してほしいと思います。

消費生活の関係も、平成24年度に作成されたなす丸くん、ご無沙汰をしているところもあるかとは思いますが、来月には、また、お目見えするような事業もあると思うので、こういうキャラクターを使っていきながら、消費をしっかりとやっていくということで、市民農園をさらに広げていただけるように、お願いをしたいなと思います。

プレミアム商品券の件であります。

やっていくときには、今年度まで、今年度までという形で7回目になるのですが、やっていただけていて、先ほどアンケートにもありましたように、やっぱり市民の方に喜ばれていると私も思いますし、アンケートでの結果ということも言われていたので、これはまた、来年度、しっかりとこの意見を踏まえて、前向きな予算措置をお願いしたいなと思いますので、これ

も要望としておきたいと思います。

産業振興課の企業立地の分でございます。

年々実績もふえてきていると思うのですが、摂津市の条例でいけば、平成28年度末で終わりということになっているかと思えます。

今後、平成30年度に国立循環器病研究センターの関係があるかと思えますので、この条例をどうするのか、今後の動向をお尋ねしたいと思えますので、よろしく願います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、2点のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目、ライフサポーターの訪問頻度と異変の把握の内容につきましてのご質問ですけれども、ライフサポーターは、訪問面談の上、対象者の状況を勘案しながら、訪問頻度を4つのランクに分けて、1か月から年1回の範囲で設定いたします。

何か課題が発生した折には、必要に応じて間隔を短縮しまして、複数回の訪問を行うものであります。

次に、異変の把握につきましては、ライフサポーターが訪問し、郵便物がたまっている、回覧板がそのまま、急に顔を見ない、異臭がするなどを含めて、いろいろな気になることがあった場合には、関係機関、地域包括支援センター、民生児童委員、自治会長、ケアマネジャーに連絡の上、改めて市に報告をいただくこととなっております。

実際にあった例といたしまして、ライフサポーターが訪問し、ポストに回覧板が入っていました。

留守で出られないので、時間を改めてま

た訪問すると、回覧板はそのままポストに入ったままであります。

ふだん、この方はまめに取り込む高齢者ということをしてライフサポーターが認識しておりましたので、ご近所や自治会長に聞き取るも把握ができなかった、こうしたことから市に連絡が入りまして、職員が現地に赴き、状況の確認を図り、安否の確認ができませんでした。

そういう中、市は緊急事態の可能性があると、警察、消防に連絡し、自宅内に突入いたしました。

突入いたしますと、衰弱した高齢者がおられましたので、緊急搬送したという例でございます。

このように、ライフサポーターの連絡により、行った分が平成26年度で3件あります。

次に、決算概要74ページの認知症・介護支援事業に係りますご質問ですけれども、市のホームページで、家族の方やご本人が、簡単に検査できる認知症チェッカー等の活用はどうかというご提案につきまして、ご答弁申し上げます。

認知症につきましては、症状がうつろいの病気であったり、別の疾患であったりとか、判断しにくいところがあることから、認知症か否かの検査につきましては、本来は医療的な診断を受けていただく必要があります。

しかしながら、家族やご本人が、何らかの不安を抱えており、医療機関に認知症の相談をするか悩んでいるところに、簡易なチェックを行いたいという要望がありますので、そういう部分では、市のホームページに掲載しまして、簡易的にチェックできることにつきましても、介護予防の観点からは、一定、認識できる場所がありま



して、他市の情報の収集を進めながら、検討してまいりたいと認識しております。

○上村高義委員長 東澗参事。

○東澗保健福祉部参事 決算概要90ページ、レセプト点検における指導状況についてお答えします。

過剰診療などの対応ですが、医療機関等につきましても、先ほど、ご答弁をさせていただきましたとおり、社会保険診療報酬支払基金にレセプトを返戻しております。

被保護者側への対応につきましても、レセプト管理システムを利用いたしまして、個別に利用者のレセプトから、重複受診や、頻回受診の状況をチェックしております。

その中で、過剰診療などが疑われるような状況にある場合につきましても、必要に応じて、医療担当より、地区担当のケースワーカーに情報提供をして、被保護者の具体的な状況等を確認した上で、助言や指導を進めております。

○上村高義委員長 林局長。

○林農業委員会事務局長 新たに開設しました体験型市民農園の概要について、ご説明申し上げます。

この体験型市民農園は、農作業の経験のほとんどない小学生以下の子どもをお持ちの家族、それから、高齢者と一緒にお住まいの家族を対象にした指導付の農園という形で始めさせていただきました。

2人で受講料8,000円、子どもが500円という形でやっておりますので、親と子どもが2人の場合は8,000円かかってしまうのですが、両親と子どもとか、お年寄りとお親と子ども、3人であれば8,500円という形で、料金体系をしております。

年間18回を開催しておりますので、うねたてから、種まき、それから、除草、成長

を見ていただいた後、収穫していただく。

収穫の時期で春夏野菜は、夏に収穫祭、秋冬野菜は、冬に収穫祭という形で、2回収穫祭をやって、実際に自分たちが育てた野菜を食べていただく、子どもたちにとっても、自分たちが育てた分ですから、食育にもなるという形でさせていただいております。

指導については、18回ですから、月のうち、大体2回、土曜日もしくは日曜日に開催しておりますので、その間の水やりとか、農園の管理については、指導先に委託して、年間を通じて、農園の管理、それから、実際に作業の指導をNPO法人に委託してやっております。

最終的に、アンケートもとっていただいて、実際にスーパーで買って食べているけれども、その間の過程がわからなくて勉強になったとか、それから、実際にお漬物とか、みそづくりもやっておりますので、そういう勉強にもなったというような、喜んでいただいている答えが返ってきております。

ただ、そこを卒業された方が、次に自分たちでやりたいなという部分を、これから考えていかないといけないなとは思っております。

それから、市民農園の拡大でも、団体貸しではなく、個人でやりたいという意見が、かなりたくさんあるのですが、今、借りている市民農園では、かなり小さな区画割にしないとできない。

もう一つは、今、借りておられる団体が、もうずっと長くやっておられるようなこともありまして、どこかで区切りはつけたいといけないなとは思っているのですが、新たにつくっていただけたところで、個人貸しができるような、小さな区画割ができ

るような場所があれば、その農園を開設するための補助とかを、ほかの部分の補助金をシフトして考えていきたいなと思っております。

○上村高義委員長 山田次長。

○山田生活環境部次長 決算書150ページ、企業立地奨励金についてのご質問にお答えいたします。

今、委員がご指摘のように、この制度につきましても、平成28年度末、平成29年3月末で終了という条例になっております。

今、お話があったように、平成30年度には、国立循環器病研究センターが移転してきて、その隣接地に、企業誘致の方向が決まっております。

そういった中で、この企業立地奨励金制度をどうしていくのかということですが、これまでの実績を踏まえ、先ほど、増永委員からもご提案ありましたように、十分、これまでの課題等を検証しながら、この今の制度を延長していくのか、あるいは、制度を改正したり、また、新たな制度としてやっていくのかというところを、現在、検討しているところでございます。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 最後は要望だけということですが、させていただきますと思います。

ライフサポーターの件は、しっかりと取り組みを進めていただければと思いますし、最近、どうしてもお一人の方がお亡くなりになるということも聞きますので、そういう意味では、何かネットワーク的な孤立防止のシステムを取り組んでいただくというか、検討していただければなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

生活支援課のレセプトの件です。

医療過剰といったら怒られますけれども、ご本人の病状とか、その辺をしっかりと把握していただける体制づくりというのですか、それも必要かと思うので、しっかりと適正な医療となるように、お願いをしたいなと思います。

生活保護の方の医療費というのは、保護費からであるかと思うので、しっかりと研究も充実して行って、過剰とならないような、適正なレセプトになるように、お願いをしたいなと思います。

市民農園のことでございまして、18回開催したということも言われておりました。

これは、多くの世代が一緒に土に取り組むということが、必要なことなんだろうなと思います。

私も、小さいころから農業に携わってきた関係もあって、皆さんに負けないような農業への思いというのもあります。また、農業をやっていきたいなという思いがあったので、農業の大型機械の免許も取ったりとかして、親の助けではないけど、農業を少しやろうかなという思いもあったので、そういう意味では、土に取り組むということは、本当に健康にも重要なことだと思うので、介護予防にもなっていくと思うので、その辺も踏まえて、この農業を進めていただければなと思いますので、お願いをいたします。

最後、企業立地奨励金の件でございます。

これは、午前中からもありましたように、大企業の60%で、中小が40%ぐらいの割合だというお話もございました。

やはり、2分の1の奨励金ということなので、単純に言えば、同じ金額を企業が入っていただければ、固定資産税として摂津

市にも入ってくるということもあるので、摂津市として、収入増を図っていくような施策を取り組んでいかなければいけないと思いますし、また、摂津市で、この数年で一番大きな国立循環器病研究センターの移転という一つのプロジェクトがあるので、その辺も踏まえて、この条例を、また、平成30年、31年、32年、33年とか34年とか、伸ばして行って、摂津市に企業が入っていただくということは、収入面でもいいことだと思うし、そこで、摂津市の方の雇用もさらに生まれてくるということもあるかと思うので、この辺はしっかりと進めていくということは必要だと思うので、しっかりと前向きに取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後3時 6分 休憩)

(午後3時27分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

森西委員。

○森西正委員 それでは、歳入に関しては決算書で、歳出に関しては決算概要で質問をさせていただきたいと思います。

まず、決算書。歳入ですけれども、33ページで斎場使用料と葬儀会館使用料というのがありますけれども、予算では、斎場使用料は1,008万円だったと思うんです。それが、決算では1,374万円ということで、葬儀会館の使用料は、予算が2,934万円で、決算のほうが2,875万円ということで、反対に減っております。件数とかを教えてください。

続いて、41ページ。国民年金事務委託

金です。予算では1,649万7,000円だったんですけれども、決算では2,427万円になっております。この点を教えていただきたいと思います。

続いて、51ページ。土地売却収入の、高齢介護課の3億8,000万円ですけれども、経緯は議会等ですずっと質問をさせていただいておりますので、私もよく把握をしております。もう一度改めて、担当から、経緯をご説明いただきたいと思います。

続いて、57ページですけれども。資源ごみの売却収入、先ほども村上委員が質問をされておりましたけれども、この中で集団回収ですね、団体と事業所がありますけれども、この各団体への補助金、それと事業所への補助金は、幾らになっているのか。キロ当たり幾らなのかとか。その中身を教えてください。

続いて歳出のほうですけれども。概要の52ページですけれども。都市交流事業です。市外宿泊施設利用補助金ですけれども、執行率が36.4%になっております。利用されていないから、この執行率になっていると思うんですけども、この執行率はどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

続いて、同じく52ページ。LED防犯灯等防犯推進事業ですけれども、以前は、自治会で管理運営をしていただいていたこの防犯灯がLEDにかわりまして、以前と比べて、どのように費用的な部分では変化をしてるのか。運営修理の対応等はどういう対応をされてるのか、お聞きをしたいと思います。

続いてですが、54ページですけれども。防犯カメラ設置事業ですけれども。平成26年では、このカメラは何台設置をされて、総台数は何台になったのか、お聞きしたい

と思います。

続いて、56ページ。摂津まつり振興会補助事業ですけれども。摂津まつり開催に当たりまして、まつり振興会、ここに補助金を出されておりますけれども、摂津まつり、近年見ていると、店舗の出店が年々減少しているように思います。その点、まつり振興会への対応といたしますか、どうされているのか、お聞きをしたいと思います。

続いて、同じく56ページですけれども。一般事務事業の、町美用ごみ袋自治会配達委託料です。実際、町美には、自治会の中のどの程度が、町美をされているのか、お聞きをしたいと思います。

続いてですが、56ページ。コミュニティプラザ管理運営事業ですけれども、保健センターの横に駐車場がありますけれども、稼働率といたしますか、実際にどの程度の駐車台数が毎日とめられているのか、中身を教えていただけたらと思います。

続いて、62ページですけれども。市民課の窓口業務の管理事業です。64ページにかけてですけれども、先ほども質問がありましたけれども、検証ということですが、委託と以前にされていた直営でされたときとの変化といたしますか、改めてお聞きをしたいと思います。

続いて、70ページ。災害時要援護者支援事業ですけれども、これは、災害時の要援護者の名簿を作成されておられます。実際、本人の同意を得て、名簿の作成をされておられて、各自治会でも名簿を作成されたり、されてなかったりという自治会がありますけれども、自治会で名簿を作成されているところに関しましては、要援護者のこの名簿が、本人の同意が少なく、自治会で把握をしている件数よりも、かなり少ないという、その差が生じておりますけれども、その点、どのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

ども、その点、どのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

次に、72ページですけれども、せつつ高齢者かがやきプラン推進事業ですけれども、介護全体の話になりますけれども、国は施設介護から在宅介護へシフトということで進められております。国が進めておるその流れに対して、市としてはどのような考えを持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

続いて、74ページ。敬老祝品ですけれども、予算現額が113万5,000円ですか、決算が88万5,848円で残額が24万9,152円とかなりの金額になっております。この残額について中身を教えてくださいたいと思います。

続いて、74ページ。先ほどからも質問がありますが、独居老人愛の一声訪問事業ですけれども、対象人数は何件ぐらいあって、独居老人の方に乳酸菌飲料を送られるんですよということを話したら、そういうことがあったことを知らないという方が、たくさんおられたんです。その点の周知といたしますか、PRといたしますか、その点はどうされてるのか、お聞きをしたいと思います。

続いてその下、ふれあい配食サービスですけれども、この残額について、お聞きをしたいと思います。かなり金額が多いと思いますのでお聞きします。

続いてその下、老人クラブ活動事業です。今現在、加入率はどの程度なのか教えていただきたいと思います。加入してない方へは、どのように市としてはされているのか、お聞きをしたいと思います。

続いて、76ページ。シルバー人材センター事業ですけれども、もともとこれは高齢者生きがい公社ということで、摂津市が

全国で初めてつくった組織で、高齢者生きがい公社が全国に広まって、シルバー人材センターになったわけですね。摂津市が発祥です。もともとの目的は、高齢者に生きがいを持ってもらおうということで、つくられた組織であって、今のシルバー人材センターでは、運営上そうはなかなかとなっていないといえますか、就労を第一として、中身は厳しいような状況もあるように思います。その点、市としては、どのように考えておられるのか、お聞きをします。

続いて、78ページ。障害者団体補助金ですけれども、この補助内容は、どのようなものであるのか。各団体は、何を基準として算出をされてるのかを教えてくださいたいと思います。

また、団体に対して、土地とか建物とか、無償貸与というようなものがあるのかなのか教えてくださいたいと思います。

続いて、82ページですけれども。助産施設入所承諾事業です。執行率39.4%ですけれども、中身を教えてくださいたいと思います。

続いて、90ページ。生活保護事業の過年度分国庫府費等返還金ですけれども、7,385万円の金額が上がっております。返還金がゼロではないと思うんですけれども、返還金が生じてるのは、どういうことなのか教えてくださいたいと思います。

94ページですね。健康せつつ21推進事業です。がん検診等、さまざまな事業がありますけれども、その効果とか、検証は実際にされてるのか、お聞きをしたいと思います。

96ページに行きます。環境衛生費の防疫車両管理事業ですけれども。以前に各自治会に薬剤を配付されておりましたけれども、今は薬剤の配付はもうされておしま

せんけれども、平成26年の中で、薬剤を配付してほしいというような、そういう声があるのか、害虫が発生しているというような、そういう声があるのか、お聞きをしたいと思います。

続いて、98ページ。葬儀会館管理運営事業です。歳入のところでも質問をさせていただいたんですけれども、実際に、斎場は多く利用されて、摂津のメモリアルホールの利用割合が低いように思うんですけれども、民間の葬儀事業者といえますか、そちらの会館に多く行っているように思うんですけれども、その点をどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

続いて、100ページですけれども。墓地管理事業です。教えてほしいんですけれども、空きというのは、実際あるのか。管理をされてなくて、そのままほったらかし状態になっている墓地が現実的にあるのか教えてくださいたいと思います。

続いて、100ページから102ページにかけて、ごみ収集についてなんですけれども、ある市民の方が、近所の方の家に、燃やせるごみに燃やせないごみが明らかに外から見て入っているのを収集車が収集をしたと。例えば、自分の家もどうであろうかということで、燃やせるごみの日に、燃やせないものを自分の家の袋に入れて出したら、もう明らかに見えてるような形で出したのに、持って行ったというような、そういう市民の方がおられて、それを市のほうに「何で持って行くんや」というようなことを言われた方がおられるんです。そういう声があって、たくさんあるし、なかなか一つ一つ見にくいという部分もあるんでしょうけれども、どこからどこまでを、例えば、置いて行かれたりとか、持って行

かれたりとか、その区分がわからないんですけれども、どうなっているのか教えていただきたいと思います。

続いてですね、106ページ。鳥飼なす保存奨励事業と市民農園の設置事業ですけれども、先ほども質問があったんですけれども、まず、鳥飼なすに関しては、鳥飼なすの拡大というのが、保存もそうですけれども、いかにして拡大をしていくかということが一つのテーマになっていくと思うんですけれども、その点、今、新しい農地に鳥飼なすを栽培してもらうように、ふやしていつているのか、保存で、現状のままでいっばいっばいなのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

それと、市民農園の件です。市民農園に利用ということになると、その持ち主は、固定資産税減免ということになってますけれども、今、担当としては、市民農園のための新しい農地の確保に動いておられるのか、お聞きをしたいと思います。

108ページですね。企業立地等促進事業です。これも先ほどから質問がありました。検証をされていくということですが、市外から来た企業なのか、もともと市内にあった企業が設備投資をされたのかということもあると思うんですけれども、これは摂津だけではなくて、もう近隣市も企業立地条例というような、似たような条例をあちこちでつくられてるわけですよ。ということになると、他市に行くと結局その条例を活用できて、設備投資なり、何なりというのは、別に摂津におらなくても、他市に行っても利用ができると。負担を軽減できるということになってると思うんですけれども、企業立地促進のこの条例、事業だけではなくて、新たな展開を考えていかなければならないと思うん

ですけれども、そういう考えはあるのか、お聞きをしたいと思います。

○上村高義委員長 谷内田課長。

○谷内田市民活動支援課長 それでは、市民活動支援課にかかわります質問にお答えいたします。

決算概要56ページ。コミュニティプラザ管理運営事業の中で、駐車場についてのご質問でしたけれども、現在、コミュニティプラザに備えております駐車場は立体駐車場20台、それから平面で障害者用ということで2台用意させていただいております。そのような状況の中で、平成26年度につきましては、1万506台のご利用がございました。このうち有料のものが6,421台、免除のものが4,085台となっております。免除は、1時間以内のご利用の場合、それから身体障害者手帳等をお持ちの方、こういった方につきましては無料という形になっております。この1万506台を施設の稼働日数で割りますと大体一日当たり平均で30.5台ぐらいのご利用をいただいているという形になっております。

○上村高義委員長 豊田次長。

○豊田生活環境部次長 それでは、私から環境業務課に係りますご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、決算書57ページの資源ごみ集団回収に係るものでございます。この分につきましては、補助金を出している分になり、歳出のほうになりますので、事務報告書の131ページをご覧いただきたいと思います。

こちらの一番上になるんですけれども、再生資源集団回収助成という形で、こちらに団体数と業者数、交付金額をそれぞれ書かせていただいております。個人の団体数とい

たしましては114団体。業者につきましては19業者。それぞれの交付金額につきまして、団体は1,398万4,763円。業者は274万5,630円を交付させていただきます。

続きまして、決算概要の100ページから102ページ。ごみの回収方法が、どうなっているのかというご質問であったかと思えます。私ども、全市民の方につきまして、チラシを配らせていただきまして、ごみの分別方法について周知させていただいています。その内容に沿って、私どもは収集をさせていただいているところでございます。その事例がどのような事例だったのか、なかなかわからないので、お話ししにくいところがあるんですけども、例えば、燃やせないごみであっても、それが汚れているとか、食べ物がついている場合でしたら、燃やせるごみで出していただいて、回収させていただいています。その辺、中身によって判断させていただいているところでございます。ただ、本当に回収できない場合には、シールを張るなりさせていただいて、啓発をさせていただいているところでございます。

○上村高義委員長 有場課長代理。

○有場市民課長代理 市民課にかかわりますご質問にお答えいたします。

決算書33ページ。斎場使用料、葬儀会館使用料の件でございますが、ご指摘のように斎場の使用料に関しては、当初予算1,008万円に対し、調定額が1,374万2,000円と大幅に増加しております。主な要因といたしましては、想定以上に件数が多かったということもございますが、市外者の利用が、この年はかなり多くありまして、前年が73件でしたが、平成26年度は113件ございました。恐らく他市

斎場の修繕が影響したものと思えます。市外の利用者に関しましては、1件当たり4万5,000円いただいております。市民の利用が1万5,000円ですので、3倍になりますので、ここがふえるとかなり調定額が上がってくるということでございます。

続きまして、葬儀会館の使用料でございますが、当初予算額2,934万に対し、調定額2,875万2,000円となっております。若干、調定額のほうが下回っております。葬儀会館の利用件数につきましては、この年度が267件ございました。対して前年度は250件ですので、若干、増加はしていますが、斎場の利用率からすれば、それほど上がってないということでございます。概要98ページ、葬儀会館の運営につきまして、その利用率が低いのではないかというご指摘でございました。確かに、ご指摘のとおり、葬儀会館の利用率につきましては、減少傾向にございます。この件に関しましては、葬儀会館ができた当初と比べまして、市内もそうなんですけども、家族葬ホールというもの、民営の葬儀社がかなりできてきております。葬儀会館ができました当時よりも、民営葬儀社のPRといいますか、それがインターネットを通してやられるところが多いと。そういった関係もありまして、かなり民間の葬儀社は、利用の形態であったりとか、料金であったりとか、かなり透明性が増してきてると。従前、市のほうが葬儀をするに当たって、安かったというのがありましたけども、ここ最近に至っては、家族葬というのが、かなりふえてきております。密葬という葬儀しないというのもございますので、そういったものもあります。かなり価格が民間でも安くなってきており、今の時点で

は、必ずしも市の葬儀のほうが有利で安いということは、一概に言えないような状況にもなってきております。

そういった中で、葬儀会館を運営するものとしたしましては、できる限り赤字というのは、埋めていきたいという考えはございますが、そもそも市営葬儀、半世紀以上前からございます。今は市規格葬儀ということになりましたけれども、そもそも市が、この分野に参入した経緯といたしますのは、低廉で厳格なお葬儀を執行していくということが目的でございます。そういった意味では、近年、民間の葬儀場でも低廉で厳格なお葬儀ができるようになってきたということでございますので、やはりそこに利用者が流れるということ自体は、収入は減りますが、事業の本質からすれば、一概に否定はできない。市場全体としては、喜ばしいことであるという理解でおります。葬儀会館に関しては、そのような理解でおります。

続きまして、概要64ページ。窓口業務委託につきまして、変化ということでございます。窓口業務につきましては、先ほども申し上げましたが、まず一番大きいのは、柔軟な人の配置が可能になったということです。忙しいときは、人を多くつけるということをしていただいておりますので、そこで、証明書の交付スピードが上がったりとか、以前よりも、丁寧な接客が可能になってくるということでございます。

委託事業者におきましては、品質管理という点から、証明書の交付スピードであったりとか、そういったものを全て集計しまして、全て時間を計っております。それが、どれぐらい縮んだとか、そういったことも報告いただいておりますので、目に見えてサービスが向上したと言えるのではと考

えております。

その他にも、これは委託でございますので、導入時期に偽装請負などの防止のために、執務スペースの区画分けも行っております。それに伴いまして、窓口の市民側の導線の改善であったり、窓口そのものの改善であったりとかも行っておりますので、そういった意味でもサービスの向上が達成できたかなと考えております。

続きまして、決算概要100ページ。墓地管理運営事業につきまして、現在空きがあるかということでございますが、平成26年度、この年は2件、墓地の返還がありまして、新たに募集を行った結果、歳入が増加しております。現在、市内に市営墓地3か所。全て合わせて300基ございます。基本的にはこれは、全て埋まっております。平成26年度は、たまたま2件返還がありました。それ以前は、平成21年に1基、返還があったぐらいです。基本的には空きはないというような状況です。現時点では、募集の予定はございません。

続きまして、墓地の管理状況です。近年墓地に関しては、引き継ぎ手がないとか、そういったことも問題になってきております。無縁墓地ということですね。それにつきましては、我々も注目はしておりますが、現時点では、そういったケースはないと認識しておりますので、適正な管理ができておるものと考えております。

○上村高義委員長 早川課長。

○早川自治振興課長 自治振興課に係ります5点のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、都市交流事業でございますが、森林や清流などの自然に触れる機会を提供するとともに、親子のふれあい、健康づくり及びレクリエーション活動を促進



することを目的としまして、都市交流事業を行っております。

平成25年、利用者につきましては168人、21万3,200円でございます。今年度は、120人の14万5,400円でございます。この減少の理由でございますが、宿泊施設の選択肢が少ないということ。利用者の多様化するニーズに対応できていないというのが大きな原因だと思います。また、事前に観光協会を通じて、予約を取らなければならない。申請には、市役所に来ていただくことになるということが、原因になると思います。その点について、改善も含めて考えていきたいと思いますが、広報等で市民周知は既に行っております。

次に、LED防犯灯防犯推進事業でございます。防犯灯につきましては、平成26年度、6,505灯つけております。光熱費につきましては、平成25年度が2,023万9,865円。平成26年度が1,628万4,014円ということで、約400万円の差が出ております。今年度につきましては、新設としまして33灯うち照度アップ2灯を予定しております。

次に、防犯カメラでございますが、平成25年度は18か所、20台。平成26年度はさらに10台を追加しております。今年度につきましても、現在、入札等終わりました、10台の設置を予定しております。

設置個所につきましては、庁内の関係課、警察と協議を行いながら、設置を予定しております。

次に、摂津まつりの店舗等につきましてはでございますが、平成25年度につきましては63店舗。平成26年度につきましては62店舗が出店いただいております。この店舗につきましては、まつり振興会、構

成団体が8団体ございまして、その中で店舗出店について協議いただいている状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

最後、一般事務事業の美化活動のごみ袋の件でございます。今年度26年度は、10万440円でございます。これは、45リッターの袋を1万5,500枚、購入しております。市内112自治会がございまして、その中の93自治会が、美化活動にご協力いただいている状況でございます。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、国保年金課に係ります1点ご質問にお答えさせていただきます。

ページ、41ページ。国民年金事務委託金です。こちらの予算と決算の差についてでございます。

国民年金事務委託金につきましては、基礎年金事務及び福祉年金事務に係ります人件費、物件費、特別障害給付金、給付事務に係ります事務費、広報制度説明等、国民年金の協力連携に係る経費が交付の対象となっております。

予算につきましては、平成24年度の実績をもとに、編成させていただいておりましたが、平成26年度に入りまして、国民年金の事務費交付金の算定に係る省令が一部改正されましたことに伴いまして、それぞれ受付件数に単価等を掛けて算定するんですが、ここが大幅に変わったことが予算と決算の乖離の要因となっております。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 保健福祉課にかかわりますご質問にお答えさせていただきますと思っております。

決算概要70ページ。災害時要援護者事

業についてでございます。先ほど、委員からご指摘がありましたように、本市におきましては、災害時要援護者のうち、同意をいただいた方につきましては、同意要援護者ということで、台帳を作成させていただきまして、覚書の協定を結ばさせていただいた自治会に、その情報を提供させていただいてるところでございます。

同意要援護者につきましては、一つは民生委員のひとり暮らしの訪問時に、同意要援護者申請に同意いただくように、お勧めいただいたり、あと高齢介護課の協力をいただきまして、ひとり暮らしの登録に来庁されたときに、同意要援護者もということで、要援護者の登録を勧めているところでございます。

現在、同意要援護者の数としましては、1,430名となっております。先ほど申されましたように、自治会で把握されている数字の方が多んじゃないかということでございます。もともとこれは、災害時に私どもの行政として、緊急では動きにくいので、地元の方に助けてもらえればということで、同意要援護者ということで名簿を作成してございます。自治会の活動をお聞きしますと、要援護者にとどまらず、自治会全員の世帯の構成でありますとか、緊急連絡先を全世帯把握されている自治会もあるとお伺いしていますし、昨年、支援制度の構築で入らせていただきました、庄屋町会におかれましては、独自に災害時の要援護者の避難計画まで立てられているとお聞きしております。災害時には行政が一番には動きにくいので、やはり地元で、そこまで事細かく決めて、ご対応をいただけることが一番いいとは思っております。

ただ、今後私どもは、そういう自治会の

活動も踏まえながら、同意要援護者の数をふやしていきたいというのが1点と。たまたま去年の庄屋町会では、自治会の未加入の方についても、お声かけをいただいたということになってございますが、今後は、自治会に未加入の方の同意要援護者の方について、どう対応していくかが、課題かと思っております。

それから、決算概要96ページの環境衛生事業に関連しまして、薬剤の配付について、市民の要望はというお問い合わせでございますが、4月からそういうご要望は、お聞きはしておりません。平成26年度の状況は、また調べてご報告させていただきたいと思えます。ただ、薬剤配付というか、蚊とかゴキブリ等々についての発生のご相談、苦情がございますので、その状況によって、市民ご自身で駆除いただく方法をお伝えさせていただきましたり、水路等が絡めば、定期的に回っている消毒を早めたりという形で、ご対応させていただいておりますのが現状でございます。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 それでは、私のほうからは、保健福祉課に係ります2点のご質問にお答えさせていただきます。

1点目は、概要の82ページ。助産施設入所承諾事業について、その内容です。こちらの事業は、妊娠出産に際しまして、主に経済的な理由から入院助産を受けることができないと認められる妊婦に対しまして、経済的な支援や、母子の心身の健康の保持増進を図るということを目的としまして、生活保護世帯等を対象に、入院出産に要した費用を給付するものです。平成26年度の実績につきましては、4件ということで、予算よりも少ない状況でしたので、執行率が低くなっております。

2点目の94ページ。健康せつつ21推進事業に関連しまして、健診の効果、検証についてのお問いに答えさせていただきます。こちらの健康せつつ21推進事業につきましても、事業の内容について協議をする部会が、それぞれの健診の基準を話し合います判定部会や、保健事業の内容、あるいは健康せつつ21の事業計画の進捗管理をします保健調査部会。また歯科検診についての会議をする歯科保健部会。予防接種についての検討を行う予防接種検討部会。あるいは、平成26年度からは新たに健康医療のまちづくり部会を立ち上げまして、それぞれ事業の内容について、話し合いを進めております。

また、ご質問にありました健診の効果ですけれども、これについては、こういう効果が出たということで、個人レベルで主観的なものは、つかめるかと思いますが、医療費への反映などについては、なかなか明らかにしにくいというのが現状かとは思っております。現在国保などのデータベースでいろいろ分析等が可能ですので、健診を受けられた方の後の受診行動や、また、病気での動きですね、重症化予防に対しても、データを踏まえながら、保健事業についても取り組みを進めていけるのではないかと考えております。

また、実際には健康づくりのグループも、多数ありますので、そういった方についても、ほかの方と比較をしまして、確かに健康だというような、何か報告等ができれば、新たにグループの数がふえていくということにもつなげていけるのではないかと考えております。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、障害福祉課にかかわるご質問に関して、ご答弁させ

ていただきます。

78ページの障害者団体のことについてという内容かと思うんですけども、障害者団体の補助団体は、3団体ございまして、身体障害者福祉協会、手をつなぐ親の会、肢体不自由児者父母の会とこの3団体に補助をさせていただいておる状況でございます。

身体障害者福祉協会は、当事者団体ということで、あと、手をつなぐ親の会、肢体不自由児者父母の会は、当事者の保護者の会ということになっております。

主に、3団体とも障害者の方々が、外出するというのが非常に困難ということで、当事者団体が年に1回なり2回ですね、バスツアー等をされておられて、そのバスツアーのバス代等を補助させていただいたり、活動補助金ということでさせていただいております。

また身体障害者福祉協会の場合でしたら、会員交流会ということで、年1回会員の方々が集まって交流しており、障害ある方で、障害を気にせずに、外出してお話ができる機会というのを、おもちするのが難しいということもありますので、補助させていただいたり、あとは、手芸ですね、グループをつくっておられまして、それに関しての作品をちょうど会員交流会で展示して、月1回から2か月に1回ぐらいお集まりになってされてる、そういう活動の支援ということをさせていただいております。

また、手をつなぐ親の会でしたら、年に1回「輪い輪いまつり」なんかを、保護者の方が中心に、主催させていただいておりますので、そういうことのお手伝いということで活動補助などをさせていただいておる状況でございます。

何を基準にということなんですけれども、もちろん会則等や定期的な活動で、実績等ということなんですけれども、この3団体とも上部の団体もございまして、全国組織の一部ということもあつたりもしますので、市を代表できるところでないとなかなか補助するにも難しい。実際、その補助の内容を見ると、そこまでは書かれてはないという状況はあるんですけれども、活動実績等を考えると、そういった状況でございます。

無償で貸し付け等を行っておるのかということですが、補助団体として貸し付けするというようなことは、行ってはおりません。ただ、活動するご支援ということで、教育センターの1階に総合支援センターというところがございまして、その中の支援の一環として、活動する会議室等を障害者団体向けの場所ということで、この団体も含めて、活動していて、会則等もあるということで、基準を決めさせていただいて、ご支援している場合はございます。ただ、特定の団体ということで、お貸ししてるということにはございません。

○上村高義委員長 東澗参事。

○東澗保健福祉部参事 決算概要90ページ。扶助費の過年度分国庫府費等返還金についてお答えします。

当該返還金は、平成25年度の扶助費決算に伴うものであります。生活保護の国庫負担金は、約20億円と、大きな金額でございますので、毎月1回、1億円以上の金額が分割で国庫より入金されております。平成25年度につきましては、扶助費の決算額が想定よりも少なくなり、国庫負担金の申請額と差異が生じたもので、多目に国庫負担金を受け取る状況となりました。そこで、平成26年度で、精算で返還するも

のでございます。

なお、平成25年度の扶助費の決算額26億751万5,939円につきましては、対前年度比で1.5%の伸びの状況でございます。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、決算書51ページ。せつつ桜苑の土地売却収入に係るこれまでの流れを説明させていただきます。

せつつ桜苑につきましては、平成9年4月に公設民営の形でスタートいたしました。平成12年度より介護保険制度が開始され、介護老人福祉施設として位置づけされました。その後、平成18年度から指定管理者制度が導入されまして、業務委託契約により、指定管理者制度の運営となり、事業所の自立性が高まり、市民ニーズも高い水準が確保され、民営化を進めてまいりました。

平成23年度に社会福祉法人成光苑への指定管理者が延長されまして、指定管理者制度の民営化に向けての協議が行われました。平成24年12月13日に摂津市立せつつ桜苑の民営化方針等を提案し、平成25年1月18日の民生常任委員協議会において、民営化方針の説明を行いました。平成25年第1回定例会におきまして、摂津市立せつつ桜苑を廃止する条例を上程し、平成25年3月28日に可決をいただきました。平成25年第3回定例会におきまして、財産の無償譲渡を上程し、平成25年11月に可決いただきました。また、平成26年4月1日に土地3億8,000万円と家屋の移転登記手続を無事完了し、社会福祉法人成光苑に対して、事業譲渡を行いました。事業譲渡を行うに当たりまして、事前説明会などにおきまして、民営化

による運営形態が、変更になることについての不安等がありましたことから、応募要件を市内の特別養護老人ホームの運営実績のある4法人にお願いしまして、また介護保険制度において、行政には法人に対して指導権限があることも踏まえ、説明し了承を得てまいりました。それから公募につきましては、1法人から応募があり有識者からなる摂津市立せつつ桜苑運営法人選考委員会において、法人により提出された、募集書類についてご審議をいただき、最終選考の結果、平成9年より委託を行ってまいりました社会福祉法人成光苑が、譲渡法人に決定した経過でございます。

次に決算概要72ページ。摂津市高齢者がやきプランの推進事業。国は、施設介護から在宅介護へのシフトをうたっているが、市としてどのように考えているかというご質問に対してですけれども、介護保険ができて15年が経過いたしました。保険料をお支払いして、自由に契約に基づいて、利用されるという状況ができたことにより、施設重視の傾向がありました。今般、国が軌道修正いたしまして、在宅介護へのシフトをうたっております。これについては、今後の2025年問題を考えますと、介護予防健康づくりを推進しまして、元気な高齢者を育てるといいまいしょうか、支援していく必要があるかと思っておりますので、この流れについては、理解するところですが、一旦施設に入られた方が、在宅に戻るといふところは、厳しいところがあるかと思っておりますので、在宅への緩やかな移行と考えております。

次に決算概要74ページ敬老事業。敬老祝品の残額が多い件につきまして、ご答弁申し上げます。

この敬老祝品につきましては、90歳、

100歳、最長寿の男女の方に、記念品をお渡しするために購入するもので、数が多いことから財政の一括的入札方式を活用し、購入単価が下がったことにより、当初見込んでおりました予算から余剰が生じた状況でございます。

次に、同じく74ページ。ひとり暮らし高齢者安全対策事業の独居老人愛の一声訪問事業委託におきます乳酸菌飲料等の配付対象者の数というお問い合わせですが、対象者は282名で、配付本数は1万4,189本を事業者の声かけによる配付をしている状況です。

同じく74ページ。介護予防・ふれあい事業のふれあい配食サービス委託事業費の残額が多い件につきましては、平成25年度と比較しますと、社会福祉協議会とせつつ桜苑と白鷺園にご協力いただいて提供しておりますが、昼食の提供の社会福祉協議会の分が、前年度に比べまして、23.2%の減となっております。また、桜苑の夕食につきましては、同じく6.4%の減となっております。白鷺園の夕食については、プラス2.5%でトータルしますと全体で、10.58%の減。食数でいいますと、2,156食の減となっております。これにつきましては、多様な民間の配食サービスが普及していることにより、利用が分散化したのではないかと担当課では考えている次第でございます。

次に同じく74ページの決算概要。老人クラブ活動事業の加入率と参加促進についてですけれども、まず加入率につきましては、高齢者人口に対して、老人クラブの加入者が3,096人となっております。計算しますと15.16%の加入率となっております。また、老人クラブにおきましても、加入が非常に伸び悩んでいると、厳し

くなっていると聞いておりました、その加入率アップのための対策といたしまして、老人クラブが独自に主催するのんびり喫茶であるとか、老人クラブが主催しております高齢者を対象とした、体力測定に一般の高齢者も参画できることから、そういうイベントに参加した方に、老人クラブの意義とか、取り組みを説明し、加入促進を図ってるということです。また、鳥飼地区の老人クラブでは、名称をシニアクラブという、名称を使って活動されておりました、老人という言葉に抵抗がある方について、配慮した名称で活動をしています。こういうことによりまして、加入者の啓発を図っているという状況でございます。

最後に、シルバー人材センターの生きがい公社からスタートしまして、今現在に至って、今後の取り組みに係る市の考えにつきまして、ご答弁申し上げます。

シルバー人材センターは、仕事を提供するという概念以前に、生きがいをもって仕事に当たってもらおうと。仕事をシェアするといいたいでしょうか。みんなで分けあって健康づくりを踏まえて、長い老後の人生を楽しくしていくというスタンスであります。やっぱり収入がなければ、生活がしんどい方もおられますので、収入に着目した意見もあるのも事実でございます。担当課としましては、いろんな事業につきましても、シルバー人材センターを活用しながら、また今後大きく展開します介護予防の取り組みにつきましても、高齢者が高齢者を支援するスタンスから、何か仕事づくりができないかとかを考えながら、進めていきたいと考えております。

○上村高義委員長 林局長。

○林農業委員会事務局長 産業振興課農政にかかわります2点のご質問にお答え

いたします。

まず、鳥飼なすの保存奨励についてでございますが、市内に鳥飼なすを生産して出荷するところは、本市が委託しております農業振興会、それから保存していただいていた辻さん、それから前村食品の3軒であります。拡大につきましては、農業振興会が4月に行います野菜苗花即売会において、鳥飼なすの接ぎ木の販売を行っております。また、とりかい高等支援学校の園芸科のほうで、学校で鳥飼なす保存畑と同数ぐらい200本ぐらいの苗木を購入して、育てていただいておりますので、それも合わせて福祉施設等の流通を図りたいと思っております。また、市民が鳥飼なすを食べたことがないとおっしゃる方がおられますので、そういう方に味わっていただくためにコミュニティプラザ内のランチバイキング等に出していただいたり、そういう形で鳥飼なすのPRを行っております。

次に市民農園の件ですが、拡大に向けて確保しているのかというご質問なんですが、農家の方が利用できない農地につきまして、固定資産税の納税猶予等で、自作が原則のところとか、なかなか市が空いてるから貸してくれということで、簡単に借りられるようなところが少ないということと、それから、利用の便のいいようなところは、もちろん農家さん自分でおつくりになられるので、そういうところは、なかなかお借りできないという状況にありますので、確保というところまでは、いっておりません。体験農園を開始した部分につきましては、横に市の施設があつて、トイレが利用できるとか、もともと畑であったために水道を引いておられるとか、利便性が高かったものですから、そういう経験のない方が利用できるような体験型農園を開設した

ものであります。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上生活環境部参事 産業振興課に係ります質問にお答えさせていただきます。

企業立地の件に関しまして、他市でも同様の制度があるということをごさいますけれども、他市でも多くの自治体が、同様の条例、制度を制定されてるということは、承知しております。内容だけを見ますと、本市の現行制度よりも有利なところも、たくさんございます。ただ、企業が事業拡大や移転等を考えるときには、周辺の環境や、立地の条件も含めて、いろんな角度から調査、検討してその企業に最大のメリットのあるところに、新たな設備投資等を行われると思います。現制度につきましては、この平成29年3月までとなっておりますけれども、国立循環器病研究センターが平成30年に移転してきますので、それにあわせて、今後、企業誘致を行っていかなければならないことから、これまでの制度を検証する中で、他市の制度も研究し、現制度の改正や新たな誘致施策を行うことについて、今現在検討している最中でございます。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 衛生費の中でJ R東海の地下水の訴訟の費用が、どこからの予算で出たのかわからないので、教えていただけたらと思います。

土地売払収入ですけれども、当時を思い起こすと、建物に価値があると減価償却で、計算すると残存価格が3億円以上、固定資産税の評価でも3億円以上あるではないかというようなことで、民間であれば、その減価償却の残存価格もしくは、固定資産税のその評価でもって売買をするべきであるということで、私も、議会の中で質問

をさせていただいたんですけれども、建物は、なぜ無償であるのかというようなことでさせてもらったんです。その後、特に特別養護老人ホームは、1施設に約3億の余剰金があるというような、そういうような報道がマスコミでもされて、それで、施設への運営補助というのが、引き下げになったりとかいうようなことに、流れとしてはなったんですけれども。摂津としては、潤沢な財政でないので、無償というのは私は今でも、どうだったんだろうと思っております。もともと建物を建てたときには、起債をしているわけです。借金をしているわけです。その起債の返還は市民の税金でもって、返還をしてるわけですから、その建物の分を市としては、いや、もう要りませんよということになると、それを放棄したということになると思うんですけども。これ以上は言いませんけれども、やはり、市民の大切な税金、もともとの原資は何であったかというようなことも、やっぱり考えていただいて、運営をしていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、集団回収の件ですけれども、これは団体と事業所にキロ単位が幾らか、その金額の答弁がなかったと思うんです。再度お聞きしたいと思います。

摂津まつりの件ですけれども、まつり振興会の中で店舗は集められてるようですけれども、その中で出店を促すというようなことがあるそうです。出なかったらまつりにならないから、人手がしんどいけれども、店舗を出すということがあると聞いてますので、まつり振興会にお願いをしておりますけれども、外部に公表して、店を集めるとかそういうことも今後、検討していただきますようよろしくお願ひします。

続いて、町美のごみ袋ですけれども、泉

佐野市では、自治会の加入促進に当たって、ごみ袋を配付してるそうです。新聞に書いてたんですけども、自治会に加入してる人はごみ袋を渡しますよということで、やはり自治会に加入するとメリットがあるよということを考えているようでありますので、その答弁をいただくことは難しいと思いますので、摂津としても自治会に入られている方と入られてない方ですね、入られてなくてもサービスが同じように受けられるとか、何もその汗をかかずに、地域に対して自治会費として金額を出さずに、同じサービスを受けられるというのは、その辺はいかがなものかなと思いますので、泉佐野市ではそういう施策をされてるそうなので、摂津でも何か取り入れてもらえることができないのか、考えていただきますよう、よろしくお願ひします。

続いて、コミュニティプラザの駐車場の件ですけれども、利用がかなりあると思います。これが利用されているのがどうなのかという部分もあります。小川駐車場があって、近隣に有料の駐車場もありますけれども、文化ホール、その他いろいろな施設がありますけれども、よく聞くのが近隣の商業施設にはとめないでくださいということがあります。ということは、市としては、その近隣の商業施設に迷惑をかけてるということでもありますから、やはりその点は改善をしていかなければならないと思います。これは、交通対策とかの分野になると思いますので、文化ホールなり、コミュニティプラザなりの担当からすると、駐車スペースというのは、困ってる問題だと思いますので、庁内で一度検討、議論をしていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、災害時要援護者支援事業ですけ

れども、個人情報の関係がありますけれども、例えば自治会のほうが情報としてたくさん持っているのであれば、反対に自治会からもらえるような、制度とか、自治会と市がお互いに、情報を共有するとか、そういう部分も考えるべきだと思いますし、例えば、そういう条例もつくってとか、何か共有できるように、災害が起こったときに対応できるように、考えていただけますようによろしくお願ひをいたします。

市民課の窓口の件ですけれども、私、大阪市の区役所に戸籍謄本を取りにいったんですけれども、複数の区役所に行っただけです。そしたら、2時間かかったんです。これは大阪市のほうは、民間に委託をされてて、何か所か行ったら、長くて住吉区役所は、2時間かかったんです。2回目行ったら1時間半やったんですよ。浪速区も1時間半ほどかかったんです。よく見ると民間委託をされてましたんで、摂津はそういうことはないと思いますし、市民からそういう声も、苦情の声もありませんし、対象者の数も違うと思うんですけれども、スピーディーに、市民に気持ちよく帰っていただくように、よろしく対応していただきますように、お願ひをいたします。

続いてですけれども、高齢者のかがやきプランの件ですけれども、国も施設介護から在宅介護ということでもありますけれども、そうなりますと、在宅介護といいますが、在宅で暮らしやすいような、サービスといいますが、そうしていかなければならないと思うんですけれども、そうなるべくと例えば、独居老人の愛の一声訪問事業とか、充実していかなければならないと思いますし、例えば、ふれあい配食サービスとか、民間の業者が参入してますけれども、結局見守りサービスが、お互い重なり合う



ように、そういうサービスをしていかなければならないと思うんです。重ならない人が出てこないように、その点を考えていかなければならないと思うんですけれども、乳酸菌飲料の配付は、週にかなりの回数がありましたけれども、今は週に1回になってるんですかね。それで、見守りとはなかなか厳しい部分があると思いますので、財政的な部分ありますけれども、ぜひとも在宅にシフトをするというのであれば、そういう部分の充実をしていかなければならないと思いますので、ぜひとも検討していただきますようよろしくお願いいたします。

それと老人クラブですけれども、答弁を聞いて、ふと思ったんですけれども、これ例えば、老人クラブとシルバー人材センターが協力し合うとかっていうことができないのかですね。他の団体ですから、なかなか難しいかと思うんですけれども、シルバー人材センターの仕事をするには、老人クラブに加入しなければならないとか、もう条件の中に入れるとか、答弁いただいて、勝手に私がそう思っただけなんですけれども、そういう他の団体と協力し合いながらとか、そういうのも一つあるのかなと思ったんで、この委員会の中でそういう声もあったということをお伝えいただけたらと思います。

続いてですけれども、障害者団体の件ですけれども、摂津の中では十分に、他の団体と協力し合いながらやってる部分があると思うんですけれども、鳥飼なすの件ありましたけれども、摂津支援学校と、とりかい高等支援学校という部分がありますけれども、とりかい高等支援学校の中で、協力し合いながらとか、そういう部分をもっと充実をしていかなければならないと思いますし、情報交換もお互いしながら、

例えばその摂津支援学校、とりかい高等支援学校で、高校にいつの間は、そこで学びの生活拠点がありますけれども、卒業すると今度は就職ということがありますから、摂津でもやっぱり1学年に、100人ぐらいの人数の方がおられますから、その人が、摂津の中で就職する場を探さなければならぬので、ぜひともお互い協力して、そういう社会をつくっていただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

健康せつつ21の件ですけれども、先ほど答弁いただいて、これから国立循環器病研究センターが着工して移転をしてきます。健診は難しいということでもありますけれども、予防をとということで今進められようとしていますので、その中で健診もしくは予防、こういうライフスタイルをすれば、健康で長生きができるんですよという、はっきりしたことが出てこないといけないと思うんです。その点も、市としても双方で協力し合いながら、ぜひとも進めていただきたいと思ひます。

それと薬の件です。自治会の薬剤配付というところですが、今は市のほうに連絡をして、まいてほしいと言え、市が出向いてということでもありますけれども、以前、町内美化活動のときに、自分の家の前の側溝をその家の方が上げて、薬をまくということになっていましたので、市から来てもらうということであると、例えばそのタイミングとか、勝手にやっということにはいかなくなりますので、声がないということでもありますけれども、うちの自治会の中では何で薬がなくなったんやという声がありましたので、ぜひとも検討していただきたいと思ひます。

それと葬儀会館の件ですけれども、今新たないろいろな葬儀がということであり

ますけれども、もともと摂津メモリアルホールを建てたのは、これも起債であって、その償還は市民の税金でもって償還をするわけです。ということを考えますと、利用していただいて、多くの方が施設の使用料を納めていただくというようなことをしていかなければならないと思うんです。それが、これからの葬儀はそうだからということであって、例えば利用がなければ、起債の償還だけをしていかなければならないことになる可能性もなきにしもあらずですから、これから極力メモリアルホールを使っていただくような、何かそのお考えをしていただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それと墓地の管理ですけれども、これは民間委託というのはないのか、民間委託をすれば余計マイナスになるのか、そういう考えはないのかお聞きしたいと思ひます。

続いて、ごみ収集処理ですけれども、燃やせるごみの中に燃やせないごみが入っているということが、例えば、それが市民に声が広がって、もう入れたらいいやんとなってくると收拾がつかなくなってくるので、その点は徹底をお願ひしたいと思ひますし、直営の部分と業者委託の部分がありますから、サービスに差のないように、その点は徹底をお願ひしたいと思ひます。

それと次は、市民農園の件ですけれども、なかなか新しい農地はないということがありますけれども、私は市民農園の用地がなければ、例えば皆さんの自宅の庭でとか、小さいスペースを使って、野菜をつくらせようとか、土に触れさせようとか、もし災害が起こったときに、そこから知識がないのに野菜をつくらせようということであれば遅いわけです。

だから日常から、例えば土に触れさせてもら

う、野菜をつくらせよう、もし大きな災害が起こったときには、自分でそういう食糧を確保せよあかんということになってくる可能性があるわけですから、農地で栽培をするという場所がなければ、少しのところでもそういうことをしていただくというようなお考えも持っていただけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

企業立地等促進条例ですけれども、他の市町村でもっと条件がいいところとなってきますと、そこに流れる可能性があまりから、今の制度は制度として残していただいて、例えば、摂津が先にやったとしても、恐らく市町村というのは、先にいい制度をやったとしても、他の市町村はいい制度をまねてそれをするわけです。さらには、それよりもいい条件をつくっていくのが、市町村の競争だと思ひます。

企業立地の今の現状がどうなのかというのがありますけれども、ぜひとも最低でも残していただくということで、さらに新たな違う企業立地とか、企業を中に入れていくことをぜひとも考えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○上村高義委員長 答弁を求めます。

豊田次長。

○豊田生活環境部次長 私から、森西委員の2回目のご質問にご答弁させていただきました。1回目の答弁で漏れていましたこと、おわび申し上げたいと思ひます。

集団回収のそれぞれの団体と業者に対する協力金の単価ということでございしますが、団体に対しては1キログラム当たり5円、それと業者には1キログラム当たり1円の協力金を出させていただいております。よろしくお願ひいたします。

○上村高義委員長 三浦課長。

○三浦環境政策課長 JR東海井戸問題

に係る費用についてお答えいたします。

これは決算概要の92ページ、一般事務事業における訴訟等委託料の中で、254万7,146円として上げさせていただいております。JR東海との交渉につきましては、本市の顧問法律事務所であります宮崎総合法律事務所に委託いたしております。この問題が発覚して以降、9月に交渉していただいたこと、そして、井戸掘削工事の差しとめのための仮処分命令の申し立て、そして11月以降の訴訟に係る費用、ここについて宮崎総合法律事務所に対してお支払いしております。

9月以降12月までにつきましては、実費を含めまして予備費を組んでいただきまして、166万5,168円という形になっております。

1月、2月、3月につきましては、補正予算を組んでいただき計上させていただきまして、88万1,978円という形でお支払いをしております。

○上村高義委員長 有場課長代理。

○有場市民課長代理 墓地の管理について、委託することができるかということについてお答えいたします。

市営墓地に関しましては、市によっては委託をしているところもございます。ただ、その場合は、大規模な霊園であるケースが多いかと思っております。本市の場合は3墓地300基ございますが、墓地管理事業歳出の26年度の決算額は全て合わせても24万円程度となっております。

一部清掃が行き届かない部分につきましては、シルバー人材センターなどに委託をしている部分もございますが、包括的に委託するには、向かないと考えております。現状のままのほうが効率はいいのではないかと考えております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 それでは、集団回収の件ですけれども、前にも議会で質問させていただいたんですけれども、そのときの売買代金というか、販売代金というのは、そのときの流れによって変わるわけですよ。

今、団体は1キロ5円、事業者は1キロ1円ということですから、価格が高い低いということがありますから、結局それはその価格に応じて考えていくべきだと思います。団体は定額でもいいのかわからないですけれども、要するに金額が高くて、高く売れるときに補助を出す必要はないと思うのですけれども、その点はぜひとも今後検討していただけたらと思います。

それとJR東海の件ですけれども、平成26年度の出金に関してはわかったんですけれども、もし委員長でお許しをいただけたら、先日10月1日ですか、訴訟があって、我々にも書面では報告いただいたんですけれども、どういう中身で、どういうことが今後問題になるのか、この場でもってご説明をいただけたらありがたいと思うんですけれども、委員長のお許しがいただけるのであれば、よろしくお願ひしたいと思います。

墓地に関しては、今答弁でもってわかりましたので、シルバー人材センターがされていることでもありますけれども、また今後どういう状況になるかわかりませんので、委託が必要であるのか、ずっと市で対応するほうがいいのかというのは見させていただきたいと思っております。

○上村高義委員長 JR東海の状況について、最新の状況と今後の展開について端的に説明をお願いします。

三浦課長。

○三浦環境政策課長 それでは、JR東海

との訴訟に関しまして、最新の情報等々をご説明させていただきます。

先日10月1日に、大阪地方裁判所におきまして、第1回目の弁論準備手続というのが非公開でございました。

その中で、JR東海の主張がされております。基本的には、これまでと同様のことでございまして、問題となっている本市とJR東海とが結んでいる環境保全協定書、これが茨木市域には適用されないこと、それとこの協定書の中でうたわれている地下水の汲み上げを禁止する条項というのは、環境に影響を及ぼすものが対象になって、及ぼさないようなものについては対象にならない、そして、この協定書の違反に関する措置というのは、強制的な義務履行が予定されていない、または法的拘束力が認められないものという主張をJR東海のほうからはなされております。

我々といたしましては、当然、茨木市域は約3%という形もありますし、結局公害というのは、その局所的なものだけではなく、隣接市と言われているところでありまして影響があるということでもありますので、基地全体に協定書の効力が及ぶものであるという認識を持っております。

また、地下水の汲み上げに関しましても、地盤沈下しないということは、我々としては、これまで落ちた実績があるということもありますので、予防措置が必ず必要、落ちてしまえば、今度もとへ戻すということではできませんという形もありますので、協定書は遵守していただかなければならないと考えております。

また、法的拘束力というところにつきましても、実は環境保全協定というのは、本市だけではなく全国各地いろいろなところで結ばれております。これが認められな

いということになりますと、環境規制行政というのは非常に難しいものになると考えております。そういったことより、我々としてはJR東海の主張というのは認めることができないと考えておまして、次回11月24日、第2回の弁論準備手続がございまして、そこに向けてまた弁護団等々と協議しながら、JR東海に対して反論していく予定にしております。

○上村高義委員長 森西委員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後5時4分 休憩)

(午後5時5分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

本日の委員会は、この程度にとどめ、散会します。

(午後5時6分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 上村 高義

民生常任委員 森西 正